

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

CSRへの取り組み 2017

WEB版



目次

CSRの推進

トップメッセージ	02
CSR方針・行動規範	03
CSR推進体制	09
マテリアリティ	11

CSR活動の紹介

公正、透明かつ健全な事業活動の推進と腐敗の防止	13
人権の尊重	17
適正な労働環境の維持、向上	20
安全、安心な製品、サービスの提供	25
地球環境の保全	30
地域社会との共生	51
サプライチェーンにおける社会的責任活動の推進	54
グリーン調達	57

編集方針

CSRコンテンツ編集方針	59
--------------	----

GSユアサ グループは、CSRに対する考え方やその取り組み状況を当社グループのホームページにて毎年公表しています。本PDFファイルは、当社グループのWebサイトの一つである「CSRへの取り組み」コンテンツで2017年度に開示した情報を参照いただけるように作成したものです。

トップメッセージ

Top Message

トップメッセージ

G Sユアサグループは、常に「安心・安全」を追求し、「品質」を軸とした最先端技術にチャレンジし続けることで、未来を動かすエネルギー・デバイス・カンパニーを目指します。



当社グループは、おかげさまで持ちまして設立から100年を迎えることができました。これもひとえに、ステークホルダーの皆様の温かいご厚情の賜物と心より深く御礼申し上げます。

当社グループの原点は、電池専門メーカーとして産業用の鉛蓄電池からはじまり、100年にわたりこの電池をキーデバイスとして事業を展開してまいりました。そして、日本電池とユアサコーポレーションの経営統合によって、エネルギー・デバイス・カンパニーへと変革を遂げ、現在では電池のみならず電源装置・照明機器・特機およびその他電気機器等まで事業を拡大してまいりました。

このような変遷の中、G Sユアサブランドは、常に「安心・安全」を追求したものでなければならないと考えております。“高品質な製品開発により社会に貢献する発明家精神”と“時代に先がけて新規事業を開拓するチャレンジ精神”という二人の創業者の思いは今日に至っても、G Sユアサグループの社員一人ひとりに脈々と受け継がれており、最高の品質をお届けするオンリーワン・カンパニーであるための重要なDNAだと考えております。

当社グループは、今後も「品質」を軸に、エネルギーをいかに有効活用できるのかを考え、環境社会を支えるエネルギー・デバイス・カンパニーとして、50年・100年先の社会においても、電池事業の発展に力を注いでいくことが重要な使命だと考えております。同時に、事業の発展を通じて持続可能な社会の実現に一層の貢献ができるよう、新たに制定したCSR方針・行動規範の実践に努めてまいりたいと存じます。

ステークホルダーの皆様におかれましては、引き続き当社グループの事業をご理解いただき、ご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

代表取締役
取締役社長 村尾 修

CSR方針・行動規範

CSR Policy & Code of Conduct

CSR方針・行動規範

2017年5月に社長方針のもとで制定したCSR方針・行動規範は当社グループのCSR活動の基礎となっています。当社グループは社会および事業の持続的発展を図るために、CSR活動が事業活動そのものであることを全従業員が認識し、CSR方針・行動規範に基づいた行動を全員参加で取り組むことを推進していきます。

G S Y U A S A CSR方針

G S Y U A S Aは、法令遵守にとどまらず、社会的責任に関わる国際的行動規範を尊重し、蓄エネルギー技術等により事業活動の持続的発展に取り組むとともに、人と社会と地球環境に貢献します。

1. 公正、透明かつ健全な事業活動の推進と腐敗の防止

G S Y U A S Aは、お客様、お取引先様、株主、地域社会の皆様の信頼の獲得を第一に考え、かつ各国、各地域の関係法令、ルールを遵守し、透明な事業活動を行います。また、あらゆる形態の腐敗防止に取り組む、違法な政治献金、公務員に対する贈賄は行わず、反社会的勢力である個人および団体とは一切の関係を持ちません。

2. 人権の尊重

G S Y U A S Aは、強制労働、児童労働の排除はもとより、すべての人の人権および労働者としての基本的権利を尊重します。また、あらゆる差別を禁止し、多様性を尊重します。

3. 適正な労働環境の維持、向上

G S Y U A S Aは、従業員にとって安全で働きやすい労働環境を提供し、適正なマネジメントにより中長期的に人材育成を進めます。

4. 安全、安心な製品、サービスを提供する責任の遂行

G S Y U A S Aは、ものづくりを通じて、製品およびサービスがその役割を終えるまで安全と品質を確保します。また、製品およびサービスに関する安全情報を誠実に提供します。

5. 地球環境の保全

G S Y U A S A は、汚染の予防、気候変動への対応、持続可能な資源の利用を含む循環型社会の形成に取り組めます。

6. 地域社会との共生

G S Y U A S A は、地域社会と連携し共生することにより、地域の健全かつ持続的な発展に寄与します。

7. サプライチェーンにおける社会的責任活動の推進

G S Y U A S A は、サプライチェーン全体にわたって、社会的責任を果たす企業活動を推進します。

制定：2017年5月1日

株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション

代表取締役

取締役社長 村尾 修

G S Y U A S A CSR行動規範

1. 公正、透明かつ健全な事業活動の推進と腐敗の防止

1-1 法令の遵守

- ① 私たちは、国際ルール、社会ルールを尊重し、事業活動を行う国、地域の法令遵守を徹底します。
- ② 私たちは、国際社会の一員として、国際的な平和と安全を維持するため、各国の輸出管理法令を遵守し、大量破壊兵器の拡散および通常兵器の過度の蓄積がされるような輸出取引を行いません。

1-2 公私混同の排除

私たちは、個人的な目的で会社の資産や経費を使い、または職権を利用して個人的な利益を図る等、会社の利益を毀損する行為を行いません。

1-3 公正、透明、自由な競争、取引

- ① 私たちは、同業他社との会合や業界団体の活動を通じて、製品およびサービスの価格、数量、販売地域等の申し合わせ(カルテル)を行いません。他社がそのような行為を提案した場合は、それに合意したと誤解されないよう明確に拒絶します。また、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決め等、いわゆる談合を行いません。
- ② 私たちは、たとえ同意がある場合でも、下請事業者には責任がないにも関わらず、発注後に減額や

支払を遅延させる、または下請事業者に不当な利益提供をさせる等、優越的な地位を濫用する行為は行いません。また、下請事業者に対する発注は、必ず必要事項を記載した書面または電磁的記録で行い、当該書面等を保管します。

- ③ 私たちは、他社の営業秘密を不正な方法で入手、利用しません。
- ④ 私たちは、製品およびサービスに関し、虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせる表示は行いません。

1-4 機密情報の管理の徹底

- ① 私たちは、機密情報を適切に管理し、第三者に開示の際は、機密保持契約を締結した上で開示します。
- ② 私たちは、お取引先様、共同研究者から機密情報として開示を受けた情報は適切に管理し、開示者の許可なく第三者に開示漏洩しません。
- ③ 私たちは、個人情報を収集する場合、利用目的を明確にし、適切な方法で実施します。また、個人情報の利用の際は、利用目的を特定します。
- ④ 私たちは、個人情報データを安全管理し、当該データを扱う従業員、委託先を適切にモニタリングします。
- ⑤ 私たちは、常に一人ひとりのプライバシーを尊重し、業務上、立場上知り得た個人の機密情報は細心の注意をもって取り扱い、それをみだりに漏洩しません。
- ⑥ 私たちは、職務上取得したグループ内およびお取引先様に関する内部情報に基づき、その公表前に当該株式または証券等の取引に関与する、いわゆるインサイダー取引を一切行いません。

1-5 知的財産の尊重

- ① 私たちは、製品およびサービスの開発、生産、販売、提供等を行う場合は、特許、意匠、商標等に関する第三者の権利の事前調査を十分に行います。
- ② 私たちは、第三者の知的財産を使用する場合、正当な理由のある場合を除き、権利者の同意を得るものとし、第三者の知的財産を無断で使用しません。
- ③ 私たちは、ソフトウェアおよびその他の著作物（本、記事、絵、音楽、その他）の違法な複製をしません。

1-6 反社会的勢力との関係の遮断

- ① 私たちは、株主の権利行使に関連して、いかなる形の財産上の利益も供与しません。
- ② 私たちは、反社会的勢力である個人および団体との取引関係、その他いかなる関係も持ちません。

1-7 透明性のある情報開示

私たちは、事業活動を行う国、地域の法令で開示が必要とされている情報、およびその他のステークホルダーや社会との良きコミュニケーションを保つための情報を適時適切に開示します。

1-8 政治献金規制の遵守

私たちは、商取引の獲得または維持、非公開情報の入手等、業務上何らかの見返りを求める政治献金を行いません。また、政治献金を行う際は、事業活動を行う国、地域の法令に定められた条件を遵守します。

1-9 公務員への接待、贈答の禁止

私たちは、利害関係のある公務員およびそれに準ずるものに対し、金銭の提供、接待、贈答、その他の利益、および便宜の供与を一切行いません。

1-10 お取引先様との健全な関係

私たちは、お取引先様との健全な取引関係に努め、お取引先様から社会通念を超える金銭、財物または接待を受けません。

2. 人権の尊重

2-1 差別の禁止と多様性の尊重

私たちは、多様性を尊重し、人種、性別、性的マイノリティ、国籍、出身国、障がい、宗教もしくは政治的見解等の理由を問わず、あらゆる差別を行いません。

2-2 人格の尊重

私たちは、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを含む、あらゆる人格を否定する行為および他人の尊厳を傷つける行為を一切行いません。

2-3 労働者の権利の尊重

私たちは、事業活動を行う国、地域の法令に基づき、結社の自由、団体交渉権等の権利を尊重します。

2-4 強制労働、児童労働の禁止

私たちは、強制労働を行わず、法定就業年齢に満たない児童を労働させません。また、いかなる形であれ強制労働、児童労働に加担しません。

2-5 人権侵害への加担の回避

私たちは、間接的であっても人権侵害に加担しません。

3. 適正な労働環境の維持、向上

3-1 安全かつ衛生的な労働環境の維持、向上

私たちは、労働環境の安全および衛生に関し、事業活動を行う国、地域の法令や社内規程を遵守するとともに、それらの維持、向上に取り組めます。

3-2 適正な労働時間の維持と最低賃金の確保および不当な賃金の減額禁止

- ① 私たちは、労働時間を適正に管理すると共に、過重労働による心身の健康障害の発生防止に努めます。
- ② 私たちは、事業活動を行う国、地域の法令に基づく最低賃金以上を支払い、不当な賃金の減額を行いません。

3-3 中長期的な人材育成と適切な評価

私たちは、従業員の適性や能力等に応じたキャリア開発支援を積極的に行い、業務の成果に応じた適切な評価を行います。

3-4 多様な働き方の尊重

私たちは、多様な働き方を尊重し、ワークライフバランスと心身の健康の確保に努めます。

3-5 均等な労働機会の提供

私たちは、採用、昇進に関して均等な機会を提供し、恣意的または差別的な処分を行いません。

4. 安全、安心な製品、サービスを提供する責任

4-1 安全性と品質の重視

私たちは、安全性と品質を重視し、最優先に取り組みます。そのために研究、開発、設計、調達、生産、販売、アフターサービス等の事業活動の全てにおいて、安全な製品およびサービスの提供とお客さまに満足頂ける品質の維持、向上に努めます。

4-2 安全情報の提供

私たちは、製品およびサービスに関する安全情報を明確にします。安全情報は、製品添付の説明書、製品への表示、ホームページ等の活用でお客さまおよび製品やサービスに関わる人々に安全情報を提供します。

4-3 製品事故発生時の対応

私たちは、製品およびサービスで事故が発生した場合、迅速に対応するとともに、事故による被害の拡大防止を図ります。また、事実関係の調査、確認、原因究明、社内外への必要な報告、情報開示と再発防止を行います。

5. 地球環境の保全

5-1 環境保護の推進

- ① 私たちは、事業活動、製品、サービスが環境に与える影響を確実に評価し、省エネルギー、温室効果ガスの削減、原材料や水の効率的利用、廃棄物の削減と再資源化を通じて汚染の予防を含む環境保護に努め、これらを継続的に改善して、環境パフォーマンスの向上を目指します。
- ② 私たちは、製品、サービスに係るライフサイクルの各段階（原材料の取得、開発、設計、生産、輸送、使用、廃棄）の環境負荷の低減に取り組みます。
- ③ 私たちは、環境に関連する法令や対応する必要がある環境ニーズを満たすことはもとより、必要に応じて、自主管理基準による運用管理や環境汚染に繋がる事故の予防および発生時対応の事前準備を行って、環境リスク対策に取り組みます。

5-2 環境配慮製品の提供

私たちは、環境ニーズに対応する製品およびサービスの提供を通じて、環境配慮型社会に貢献します。

6. 地域社会との共生

6-1 地域社会の持続的発展への寄与

私たちは、企業もコミュニティの一員であることを認識し、企業の存立基盤である地域社会と連携して、ともに発展することを目指します。また、地域の文化や慣習を尊重します。

6-2 地域人材の活用

私たちは、現地法人の事業活動 にあたっては、地域の人材を積極的に登用し、当社の事業活動を通じて、地域社会の発展に貢献します。

7. サプライチェーンにおける社会的責任活動の推進

7-1 CSR調達推進

私たちは、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすことを目的として、CSR調達ガイドラインをサプライヤーと共有し、相互協力の基にCSR調達の推進に努めます。

制定：2017年5月1日
株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション
代表取締役
取締役社長 村尾 修

CSR推進体制

CSR Structure



**企業理念の実現を目指すことが、持続可能な社会に貢献し、
自らも長期的な事業活動を確保するCSR経営そのものであると考えています。**

G S ユアサグループのCSR

当社グループは、企業理念である「革新と成長」を実践することが、当社グループのCSRの根幹となるものと捉えています。旧来の習慣にとらわれずに業務プロセスの刷新や新技術の開発等を通じて「革新」を生み出し、その結果として、収益の拡大や人と社会と地球環境に貢献することで、ともに継続した「成長」を目指す姿がCSRであると考えています。グローバルな社会課題や利害関係者のニーズ・期待に本業を通じてタイムリーに対応することによって、社会から長期的な信頼を得て、将来にわたって存在を期待され続ける企業となることを目指しています。

今年度の取り組み

当社国内グループは、これまで「企業倫理行動ガイドライン」などの社内ルール等に基づき、社会的な責任を自覚して行動してきましたが、国際社会の企業への期待などを考慮した上で、グローバルなCSRとしての取り組みを開始しました。2016年11月に各部門メンバーの参画により発足したCSR委員会を中心としたCSR推進体制を構築し、2017年5月にはCSR活動の基礎となるCSR方針および行動規範を策定し社内展開を行いました。また、当社グループにおけるCSR課題に対応するために、中期経営計画に関連するCSR重要課題を決定しています。

今年度中に、決定した重要課題に対する活動計画やKPI（評価指標）を策定し、PDCAサイクルによる改善を図っていきます。また、当社グループのサプライチェーンに対してCSR調達ガイドラインを作成し、持続可能な調達を推進していく計画です。

■ CSR推進体制



中長期の取り組み

当社グループは、CSRに対する中長期の取り組みを次のように計画し、2019年度には事業戦略にCSR課題を取り込む目標を設定しています。

フェーズ	計画期間	目標
第一段階	2016～2017年度	事業戦略（第四次中期経営計画）に関連したCSR課題に対応するプロセスを構築
第二段階	2018年度	プロセスを運用してパフォーマンスを分析・評価、プロセスの改善
第三段階	2019年度	CSR課題を事業戦略（第五次中期経営計画）に取り込んだ、ビジネスプロセスの確立

マテリアリティ

Materiality

マテリアリティ（ビジネスにおけるCSRの重要課題）

当社グループは、事業戦略にCSR課題を反映させるために、事業への影響度と事業活動が社会に与える影響度を分析・評価した上で、取り組む必要があるマテリアリティを明確にしています。

次に、今年度実施したマテリアリティ特定プロセスと特定結果について説明します。

特定プロセス

ステップ1：CSRのリスクおよび機会の抽出

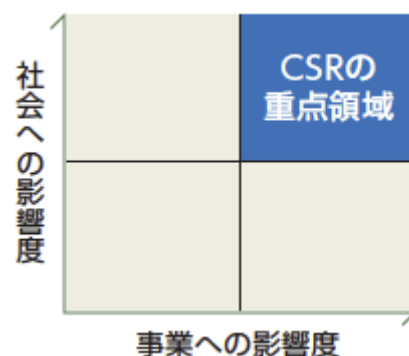
中期経営計画の個々の重要課題に対して、当該課題の達成を阻害するCSRリスクや当該課題の達成を推進するCSR機会を抽出しています。CSRのリスクおよび機会を抽出する際には、CSRに関連する国際的なガイドラインを参考にしています。

ステップ2：重要なCSRのリスクおよび機会の特定

ステップ1で特定したCSRのリスクおよび機会の大きさを、事業への影響度(発生の可能性×事業影響の大きさ)を考慮したスコアリング評価により、事業上の重点課題となるリスクおよび機会を特定しています。

次に、事業上の重点課題となるリスクおよび機会に対して、G Sユアサの事業活動が社会に与える影響を、CSRテーマの関連数や社会的重要度から評価して、CSRの重点領域となるリスクおよび機会を特定しています。

■ CSRの重点領域マトリクス



ステップ3：マテリアリティの特定

ステップ2で特定した重要なCSRのリスクおよび機会を整理し、当該リスク・機会への対応方法を考慮した上で、マテリアリティを特定しています。

特定結果

CSR方針	マテリアリティ
1. 公正、透明かつ健全な事業活動の推進と腐敗の防止	CSR・コンプライアンスの徹底
	機密情報の管理の徹底
	知的財産の保護
2. 人権の尊重	人格の尊重
3. 適正な労働環境の維持・向上	労働環境・労働安全衛生の向上
	人材開発の推進
4. 安全、安心な製品、サービスを提供する責任の遂行	高品質な製品の提供
5. 地球環境の保全	環境保護の推進
	環境配慮製品の開発と普及
7. サプライチェーンにおける社会的責任活動の推進	CSR調達の推進

今後、特定したマテリアリティに対する活動計画やKPI（評価指標）を策定し、PDCAサイクルによる改善を図っていきます。

また、マテリアリティとSDGs※の関連性を明確にしていきます。

※SDGs (Sustainable Development Goalsの略であり、和訳では持続可能な開発目標を指す)

公正、透明かつ健全な事業活動の推進と腐敗の防止

Developing Fair, Transparent, and Sound Business, and Anti-Corruption

持続的な成長や中長期的な企業価値向上のため、 コーポレートガバナンスの強化、充実化に取り組んでいます。

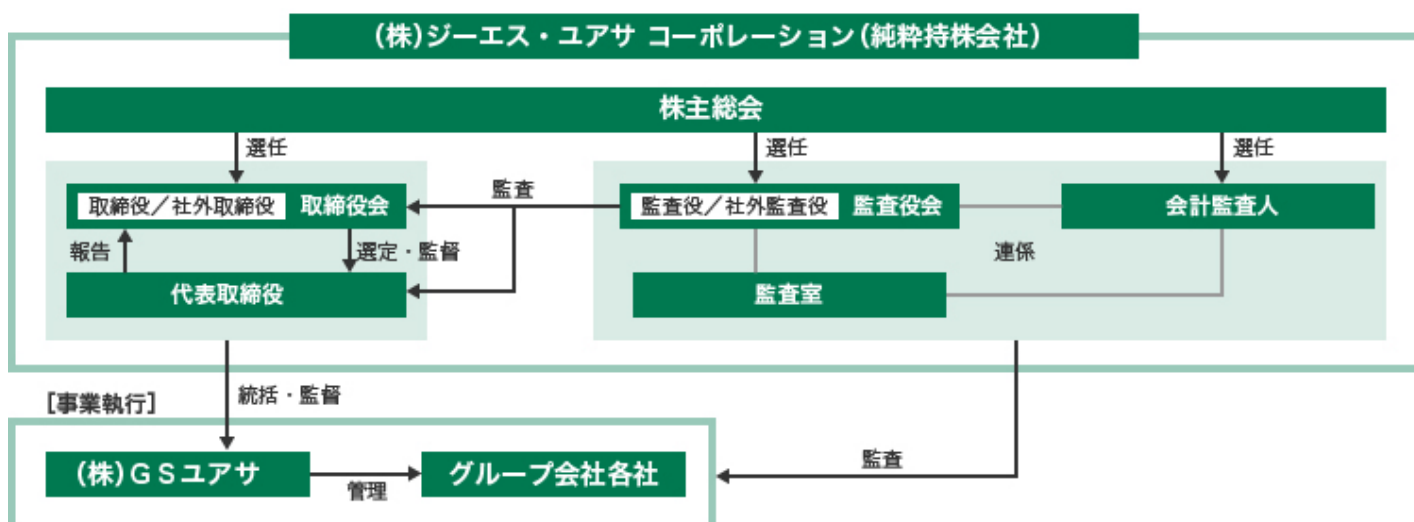
コーポレート・ガバナンスの考え方およびガバナンス体制

当社グループは、持続的な成長や中長期的な企業価値向上を図るため、変化する経営環境に迅速かつ効率的に対応できる組織、体制を整備するとともに、コンプライアンス経営の徹底、強化を図り、経営の健全性、透明性の向上に真摯に取り組むことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

このような考え方にに基づき、2017年度より、新たなガバナンス体制がスタートしています。純粋持株会社である当社は、グループ事業全体の経営戦略の策定とグループ全体の事業統括およびグループ事業の執行に対する監督の役割を担います。一方、中核事業会社である（株）GSユアサは、当社グループにおける事業執行の意思決定機関の中心としての役割を担い、業務執行機能を集約、強化し、事業に関する迅速な意思決定を行います。

当社取締役会においては、経営方針等に関する戦略的意思決定と監督機能に重点化することで、取締役会審議の迅速かつ効率的な意思決定を行っています。また、独立社外取締役を増員することにより、モニタリングの強化を実現しています。

■ ガバナンス体制



この新たな体制のもと、当社は引き続きコーポレートガバナンスの強化、充実化を図ります。

※詳細につきましては、「ガバナンス体制の変更および代表取締役の異動に関するお知らせ（2017年5月9日開示）」をご参照ください。

取締役会の実効性評価

2016年1月から2月にかけて取締役会の実効性評価を実施しました。各取締役、監査役に対し、取締役会の構成、運営、議題、および責務等についてアンケート・インタビューを行い、その内容の分析・評価の結果、取締役会の実効性は確保されていると判断しています。ただし、中長期的な経営戦略等に関するさらなる議論の深化およびグループ全体としての意思決

定プロセスや機関構成等について再検討すべきという意見があったため、これらを踏まえ、上記のガバナンス体制変更を実施しました。今後も取締役会の実効性評価を継続し、さらなる改善を図っていきます。

社内取締役の選定理由

純粋持株会社としてグループを統括するためにグループ全体の事業や機能をカバーできる知識、経験等を有し、かつ迅速な意思決定を行うために必要な適性、能力等を有した人材をバランスよく選定しています。

社外取締役の独立性に関する考え方

社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法に定められた社外性の要件に該当すること、経営執行者からの制約を受けることなく、会社業務の執行の適法性・妥当性について株主の立場から客観的・中立的に判断できる経験と識見を備えていることを選定要素としています。また、外形的にも独立性を有している人材が望ましいと考え、東京証券取引所の定める独立性基準等を参考にしています。

※個々の社内取締役、独立社外取締役の選定理由については、第13期定時株主総会招集ご通知をご参照ください。

健全な会社経営と日常的な全社リスク管理の推進を図っています。

内部統制システム

当社グループでは、経営基盤を強化するために、会社法に基づいた業務の適正を確保するための体制や、必要な規則を整備して、適切な経営情報の管理、リスク管理およびグループの監査などのしくみを運用しています。

また、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に対応するために、財務報告に係る内部統制の体制やしくみを構築・維持しています。海外の子会社を含めた連結グループ各社は、内部統制の整備および運用状況を社内評価し、社外の監査を受けた後に内部統制報告書を開示しています（詳細は、EDINETをご参照ください）。

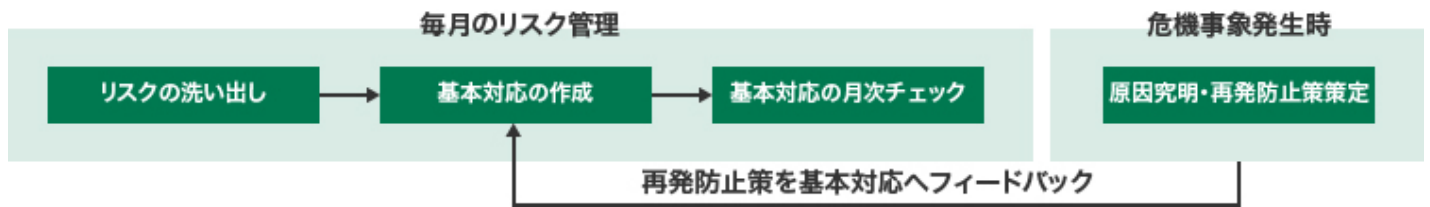
リスク管理

リスク管理シートによるリスクマネジメント

当社グループでは、経営リスクの回避、低減および会社損失の最小化を図るために、「リスク管理規則」を制定しています。各部門では、毎月「リスク管理シート」を用いたリスク管理を行います。「リスク管理シート」は、それぞれの部署が洗い出したリスクについて、まず「基本対応」として、リスクを顕在化させ危機事象に至らせないための方策や、危機事象発生時の損失最小化施策を記入し、それを部署ごとに実施状況を毎月確認することとしています。さらに万が一危機事象が発生してしまった場合には、危機事象の内容、対応の経緯、原因究明、そして、再発防止策を記入し、再発防止策については、「基本対応」にフィードバックした上で、その実施状況を毎月確認することにより、同様の危機事象が再発しないようにするしくみとしています。

部署ごとに作成された「リスク管理シート」は、部門ごとに集約され、その部門を管掌する取締役が出席するリスク管理委員会において、リスク対応状況の確認・評価を行います。そして、委員会における議論の内容は必要に応じ各部署へフィードバックされ、リスク管理における実効性を向上させるしくみになっています。

■ リスク管理シートの運用



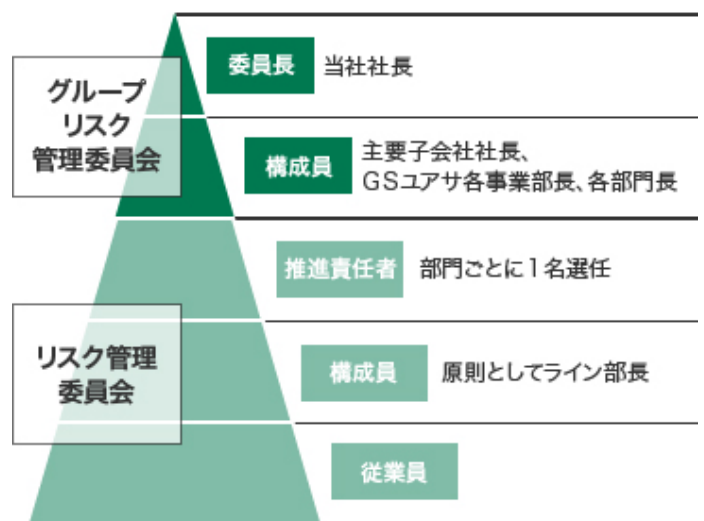
危機発生時の体制

リスクが顕在化する事態に備えて、経営危機事象を迅速に把握する緊急連絡網などの体制を整備しています。重大な危機事象が発生した場合には、会社損失の最小化を図るために、当社社長を委員長とし、グループリスク管理委員会の中から選定された委員を構成員とする危機管理対策本部を設置して、迅速かつ十分な注意をもって適切な対応を実施する体制を整備しています。

グループリスク管理委員会によるリスクマネジメント

グループ全体のリスク管理の推進とリスク情報の共有化を図るために、半年に1度、当社社長を委員長とし、各部門リスク管理委員長を構成員としたグループリスク管理委員会を開催しています。同委員会では、各部門リスク管理委員長によってリスク管理状況が報告され、各部門において適正なリスク管理が行われているかを点検するとともに、それぞれのリスク管理のあり方につき、積極的な意見交換と情報共有を行っています。

■ リスク管理体制



一人ひとりがコンプライアンスを意識した取り組みを行えるように 隙間のない、多角的な施策を展開しています。

コンプライアンス

コンプライアンス推進の基本的考え方

当社は、企業理念である「革新と成長」を通じた人と社会と地球環境への貢献を実践するにあたり、全従業員が、法令、倫理、社則の遵守を重視した行動をとることが重要であると認識しています。

コンプライアンス推進活動は、多角的な活動を展開し、さまざまなテーマが、従業員の全階層に及ぶように工夫されています。また、コンプライアンス推進には、「ルールやしくみの整備」と「コンプライアンス実現に向けた強い意志」が必要不可欠です。そのため、当社社長によるコンプライアンス宣言に則り、「コンプライアンス推進規則」や、全従業員が遵守すべき10項目の行動規範を示した「GSユアサグループの企業倫理規準」、その具体的取り組み内容を示した「企業倫理行動ガイドライン」を制定しています。そして、啓発活動においては、コンプライアンス意識の向上を図るべく、従業員各自にコンプライアンス実現のために、それぞれがなすべきことを考えさせる内容を取り入れています。

コンプライアンス・マニュアル

全従業員には、コンプライアンスに関する社則等を収録した「コンプライアンス・マニュアル」を配布しています。10項目の行動規範については、Q&A方式での解説を加え、実務に則した内容で理解を促す工夫をし、その他には当社グループの内部通報制度である「企業倫理ホットライン」の紹介、危機事象管理発生時の緊急連絡体制等が記載されています。マニュアルは単に配布するだけでなく、2016年度は1年を通じて社内のメールマガジンで内容を周知する活動を展開し、従業員のコンプライアンスに対する意識向上を図っています。

コンプライアンス職場ミーティング

「コンプライアンス職場ミーティング」は、2012年からはじまり、2016年まで5年連続で実施しています。目的はコンプライアンス意識を従業員一人ひとりに浸透させることであり、2016年度は全391の職場で活発な意見交換が行われ、96%の職場が本活動を「有効だった」としています。テーマは、「不正行為の防止」、「労働時間管理」、「ハラスメント」、「安全衛生」、「廃棄物管理」、「個人情報保護」、「製品安全」、「機密情報の取り扱い」、「下請法」等、多岐にわたり、ミーティングにあたっては、それぞれのテーマを管轄する部門が作成した、当社グループの実情に即した内容を含んだ教材を使用しています。本ミーティングは、今後も継続して実施し、テーマについては常に最新かつ教育効果の高いものとブラッシュアップを図っていきます。

企業倫理ホットライン

当社グループは、「企業倫理ホットライン規程」を制定しており、従業員、派遣社員、取引先様等が、当社グループの従業員等による法令および社則違反のほか不正または不適切な行為、またはそのおそれがある事項を発見した場合に、匿名での通報が可能な「企業倫理ホットライン」を社内外に設置しています。2016年度は、パワーハラスメントに関する事案等、5件の通報が寄せられており（2015年度は8件）、情報提供者の保護を図りつつ、必要な調査を行い、適切な措置を講じています。

企業倫理ホットラインへの通報件数	
2013年	5件
2014年	3件
2015年	8件
2016年	5件

※期間：4月～翌年3月

コンプライアンスに関する調査

全従業員を対象に、当社社長が日常業務におけるコンプライアンス上の疑問などをメールで収集する「コンプライアンスに関する調査」を毎年実施しています。2016年度は、2,936名が回答し（回答率89%）、27名から「不正または不適切な行為」についての情報が寄せられました。それらについては回答者の不利益とならないよう慎重に内容を精査し、適切に対応しています。また、今後取り組むべきテーマとして回答が寄せられたものについては、それらの意見を踏まえ、当社グループのコンプライアンス啓発活動を企画・立案・実施していきます。

人権の尊重

Respect for Human Rights



当社グループは、企業理念である「人と社会と地球環境に貢献します」を実現するためには、すべての人の人権が尊重されることが不可欠だと考えています。

公正な選考および機会の提供

当社グループでは能力、パフォーマンスに基づく公正な選考、評価、育成を実施しており、採用、人事評価その他の人事処遇等において差別を禁止し、人種、性別、性的マイノリティ、国籍、出身国、障がい、宗教もしくは政治的見解を問わず、多様性を尊重しています。一方で、法定就業年齢に満たない者や就労資格のない者を雇用することのないよう必要な確認を行っています。

労使一体での「働きやすい環境づくり」

当社国内グループではユニオンショップ制を採用し、原則として管理職以外の正規従業員は、すべて労働組合に加入しています。また、当社国内グループでは、社員の労働条件や福利厚生をはじめ、当社国内グループの経営施策について、労働組合の提言と活発な議論により、相互理解を深めながら事業を進め、労使関係により、企業運営の客観性や透明性ととともに諸施策の実効性を高めています。

■ GSユアサの労使協議体制

労使協議体の名称	開催頻度	内容
経営協議会	年4回	会社の経営方針、経営状況、事業執行状況等に関する協議
部門委員会	月1回	研究開発部門および事業部門ごとの課題に関する協議
工場委員会	月1回	生産部門の課題に関する協議
安全衛生委員会（法定）	月1回	労働災害防止の取り組みに関する協議
労働時間専門委員会	月1回	労働時間の状況確認および改善に関する協議
次世代専門委員会	年2回	育児および介護支援制度に関する協議

TOPICS

会社と労働組合の交流（「GSユアサ労働組合10周年行事」・「納涼祭」）

2017年4月15日、京都市勤業館「みやこめっせ」において「組合結成10周年フェスティバル」が開催され、従業員家族を含め800名超が来場し、従業員同士の交流が持てるイベントとなりました。

また、東京支社では毎年8月に共済会行事の一環として納涼祭を開催しており、従業員の親睦を深めています。



TOPICS

天津杰士電池有限公司での取り組み

中国・東南アジア等の海外グループ会社では、労使で参加する社員旅行、運動会が開催され、交流を深めています。

天津杰士電池有限公司では、労使関係が良好な会社の模範として、天津市より毎年表彰を受けています。



強制労働や児童労働などに対する基本的なルール

当社グループは、日本国内はもちろんのこと、海外グループ会社においても、強制労働や児童労働などに対する下記の基本ルールを展開しております。なお、取引先様において強制労働、児童労働の事実が発覚した場合にはただちに是正に向けたアクションを実施します。

強制労働、児童労働の禁止

私たちは、強制労働を行わず、法定就業年齢に満たない児童を労働させません。また、いかなる形であれ強制労働、児童労働に加担しません。

人権侵害への加担の回避

私たちは、間接的であっても人権侵害に加担しません。

英国現代奴隷法への対応

当社グループは、各国、各地域の法令、ルールを遵守し、透明な事業活動の一つとして、2015年10月からの英国現代奴隷法の施行にも対応しております。英国にある事業子会社「GS Yuasa Battery Europe Limited(GYEUR)」では、現代奴隷に対するステートメントを企業ホームページ上で開示しております。今後も引き続きリスク有無について調査を実施し、その結果を踏まえ、定期的にステートメントの更新を行っていきます。

適正な労働環境の維持、向上

Conservation and Improvement of Adequate Working Environment

当社グループは、多様性を尊重し、働きやすい職場環境の維持、向上に努めています。また、現場を重視した人材育成に取り組んでいます。

労働安全衛生

リスクアセスメントによる災害リスクの低減

GSユアサは、「安全と健康を守る企業風土を構築します」という安全衛生管理方針のもと、各事業部門や事業会社を設置している安全衛生委員会を中心とした組織体制により、安全衛生活動を展開しています。

労働災害リスクを低減する活動では、リスクアセスメントによる危険源の特定、リスク低減措置を実施し、機械・設備の安全化を推進しています。また、安全に関する人材の育成として、従業員のみならず構内請負会社の各職場にも安全活動のキーマンとなる「安全トレーナー」を選任し、安全手法の教育（危険予知訓練、リスクアセスメント等）を通して、安全活動の定着、レベルアップを図っています。

作業環境管理および健康管理については、作業環境測定による職場環境の把握、特殊健康診断による作業への有害物質の影響をモニタリングし、改善活動のPDCAサイクルを職場主体で回すよう取り組んでいます。

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
GY休業度数率※1	0.21	0.00	0.37	0.55	0.85
製造業平均度数率	1.00	1.05	1.00	1.06	1.15
GY休業強度率※2	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01
製造業平均強度率	0.10	0.10	0.09	0.06	0.07

※1 休業度数率：労働時間100万時間当たりに発生する休業者数を示すもので、次の式で表される。

$$\text{休業度数率} = \frac{\text{休業者数}}{\text{労働延時間数}} \times 1,000,000$$

※2 強度率：労働時間1,000時間当たりの災害によって失われた労働損失日数を示すもので、次の式で表される。

$$\text{強度率} = \frac{\text{休業日数}}{\text{労働延時間数}} \times \frac{300}{365} \times 1,000$$

ダイバーシティへの取り組み

女性活躍の推進

GSユアサは、女性がこれまで以上に自身の能力を発揮し、活躍できることを目指して女性活躍推進の施策を実施しています。女性活躍のための環境整備と機会の提供により女性一人ひとりを輝かせることが、企業理念である「革新と成長」の実現につながると考えております。女性社員が、3つの「L」の相乗効果で自己成長意欲を高めさまざまな活躍のあり方を増やすことで、一人ひとりが自分の色で輝ける会社を目指します。

宣言します！

GSユアサは、明るく楽しくポジティブに、女性の活躍のあり方を多様に実現します！



【女性活躍推進行動計画（2016年4月1日～2019年3月31日）】

- | | |
|-------------|--|
| 目標 1 | 採用者に占める女性割合を段階的に拡大する。 2016年度 20% → 2018年度 30% |
| 目標 2 | 女性社員のビジネス・スキル向上にむけ、次世代育成選抜研修に年1名以上の女性受講枠を確保する。 |
| 目標 3 | 女性社員の能力発揮を促す環境を整備するため、上司のマネジメント力強化をサポートする。 |

障がい者の雇用

GSユアサは、障がい者雇用を推進するために、2007年12月に特例子会社の認定を取得した会社を含め、障がいを持つ従業員に働く場を広く提供しています。

2017年6月1日時点におけるGSユアサの障がい者雇用率は法定雇用率（2.0%）および前年度実績（2.47%）を上回る2.51%となりました。

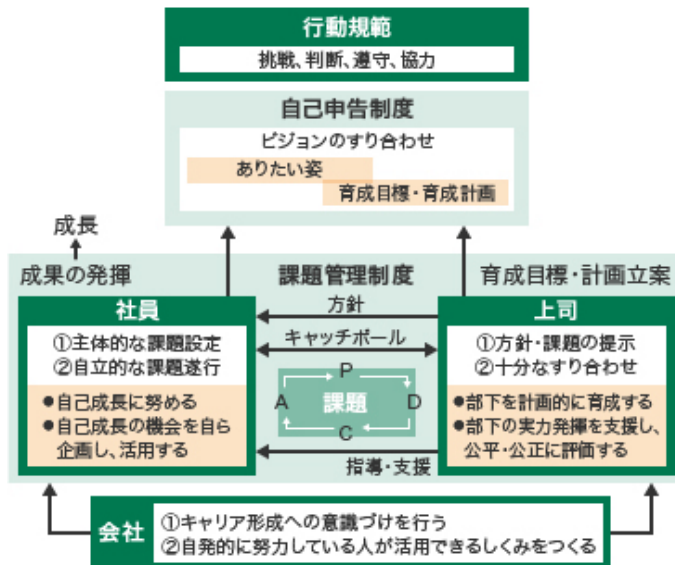
今後も継続して、障がい者の能力や特性に応じた雇用管理等の取り組みにより働きやすい職場環境の維持、向上に努めます。

中長期的な人材育成

自律型人材の育成

GSユアサでは、現場が企業価値を生み出すエンジンであり、その主役は現場で働く社員であると考えています。そのために、最善の人材育成の場である日常の活動現場では、課題管理制度を中心としたOJT（On-the-Job Training）を通じて、自律型人材の育成に取り組んでいます。また、コミュニケーション研修、自由参加型研修などのOff-JT（Off-the-job Training）によって、キャリア開発やマネジメント能力の向上を図っています。

■ 人材育成の基本



■ 研修体系

階層別	ビジネススキル	自己啓発
新任部長研修	ロジカルコミュニケーション研修	語学オンラインレッスン
新任課長研修	ビジネス英語研修(選抜)	TOEIC®
新任リーダー研修	英文Eメールライティング研修	通信教育・オンライン講座
キャリアアップ研修(6年目)	各種技能講習(外部)	ビジネス実務法務検定®(外部)対策講座
スキルアップ研修(3年目)	グローバル人材養成	
サポーター研修	ビジネス英語研修(選抜)	
新人フォロー研修 新入社員研修	海外実習派遣制度(駐在候補者の養成)	
	海外赴任前研修(語学、マネジメントスキル等)	

ワークライフバランスの推進

労働時間の最適化

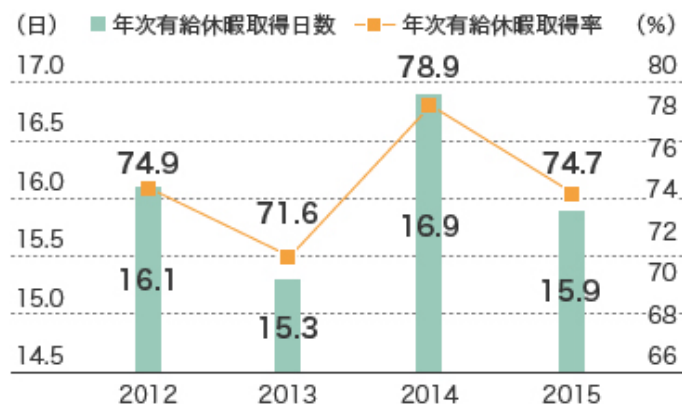
GSユアサは、従業員の健康を守り、安心して働ける職場の実現を目指して、労使協力のもと、労働時間の適正化に取り組んでいます。労働時間の正確な把握と管理のため「勤怠管理システム」と「入出門管理システム」を導入・活用するとともに、労使で毎月開催する労働時間専門委員会で長時間労働者等の状況確認を行うなど、適正な労働時間管理に取り組んでいます。

長時間労働をした従業員に対しては、法律に基づく産業医面談に加え、上司に対する「勧告制度」（「働き方改革」参照）により、労働時間の削減対策を講じています。また、毎年、従業員に対し、労働時間ルールを理解促進と適切な労働時間管理をテーマとしたコンプライアンス教育を実施しています。

働き方改革

GSユアサでは、従業員の心身の健康を維持することによる仕事の効率アップや業務に対する創造性の向上を目的として、労使が協力して長時間労働抑制や、年次有給休暇の取得促進に取り組んでいます。現在、「週1回のノー残業デーの設定」、「年間最低10日間の年休取得の義務化」、「所定休日の2日連続労働の禁止」、「深夜帯（午後10時～翌午前5時）時間外労働の禁止」、「基準時間超過労働者モニタリングと上司に対する対策実施勧告制度」を実施し、“メリハリのある働き方”を目指す取り組みを強化しています。

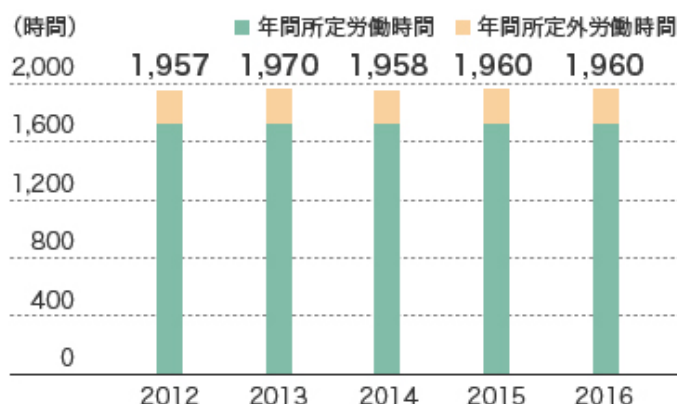
■ 年次有給休暇取得率（2012～2015年度実績）



※対象者：一般社員（休職者・海外駐在員除く）

※期間：9月～翌年8月 算定方法は厚生労働省の定める計算式に基づく。

■ 年間総労働時間（2012～2016年度実績）



※対象者：一般社員（休職者・海外駐在員除く）

※年間所定労働日数：所定労働時間－休暇取得時間－遅刻および早退等の不在時間

※期間：1月～12月

TOPICS

当社は「健康経営優良法人」に認定されています

当社およびグループ4社は、経済産業省と日本健康会議が主催する「健康経営優良法人認定制度」において「健康経営優良法人2017（ホワイト500）」の認定を受けました。①従業員の健康意識の向上、②健康管理体制の充実、③健康増進の取り組みの充実と多様性が高く評価され、認定につながりました。

当社グループは『安全と健康を守る企業風土の構築』を目指して、企業と健康保険組合が連携して従業員とその家族の健康をサポートしています。



仕事と育児・介護の両立支援

GSユアサは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を労使で策定し、「社員が育児に参加しやすい環境づくり」を目指し、本計画を達成するための活動を行っています。また、社内イントラネットに「仕事と育児両立支援掲示板」を開設して、社員に育児関連制度に係る情報を発信しています。さらに、育児・介護支援制度の活用促進のため、マネジメント層に対しても階層別研修等を活用し、周知徹底を図っています。

■ 育児休業 取得率

年度	女性				男性			
	取得率(%)	出産	取得者	復職率(%)	取得率(%)	出産	取得者	復職率(%)
2014	100.0	5	5	100.0	0.0	99	0	—
2015	100.0	9	9	100.0	1.1	87	1	100.0
2016	100.0	7	7	88.9	3.0	66	2	100.0

■ 介護休業取得者数および復職率と介護休暇の取得者数および延べ日数

年度	介護休業		介護休暇	
	取得者数	復職率(%)	取得者数	延べ日数
2014	2	100.0	12	42.5
2015	1	100.0	7	26.5
2016	1	100.0	10	30

TOPICS

GSユアサは「くるみんマーク」を取得しました

GSユアサは、「2017年認定くるみんマーク」を取得しました。くるみんマークとは、次世代の社会を担う子どもたちの健全な育成を支援する次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定、その目標を達成し、一定の基準を満たした企業として厚生労働大臣が認定した場合に取得できるマークです。

GSユアサは、今後も社員が安心して仕事と育児を両立させることができる環境整備とその効果の拡充を図ることにより、継続的な子育てサポート企業を目指していきます。



安全、安心な製品、サービスの提供

Fulfillment of Our Responsibilities to Provide Safe and Secure Products and Services

信頼されるメーカーとして、お客様の満足度向上と安全性の確保に取り組んでいます。

品質基本方針

当社グループは、「GS YUASA品質基本方針」に基づき、グループ全体でお客様に提供する製品とサービスの質向上を目指した活動を推進しています。

GS YUASAは、企業理念の実現に向け、「ものづくり」を研鑽し、
お客様を第一に考え、製品とサービスの質向上に努めます。

全社品質マネジメントによる品質と安全への対応

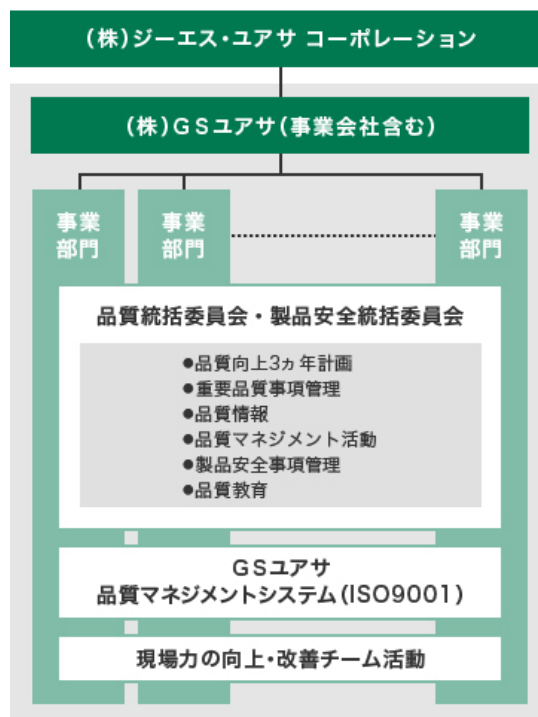
当社グループは、常にお客様に信頼されるメーカーであり続けるため、お客様視点での「ものづくり」の追求と製品・サービスの質向上に努めています。

そのために、ISO9001をベースにした「GSユアサ品質マネジメントシステム」を定め、事業部門を横断した品質マネジメント体制を経営トップ主導で推進しています。全社の品質は、品質担当役員である取締役を委員長とした「品質統括委員会」で毎月審議され、迅速に対応しています。2016年度の品質統括委員長は、社長の村尾修です。

「ものづくり」を追求する中では、全従業員への計画的な品質教育の実施や全社改善チーム活動を推進することによって、従業員の品質意識と品質管理の知識・力量の向上に努め、製品・サービスの質向上に取り組んでいます。

これらの活動を評価いただき、産業電池電源事業部産業電池生産本部が、2015年度デミング賞[※]を受賞しました。

品質マネジメント体制



※「デミング賞」とは、戦後の日本に統計的品質管理を普及し、日本製品の品質を世界最高水準に押し上げた大きな礎となった、故William Edwards Deming博士の功績を記念して1951年に創設された、TQM（総合的品質管理）に関する世界最高ランクの賞です。（出典：日本科学技術連盟デミング賞委員会）

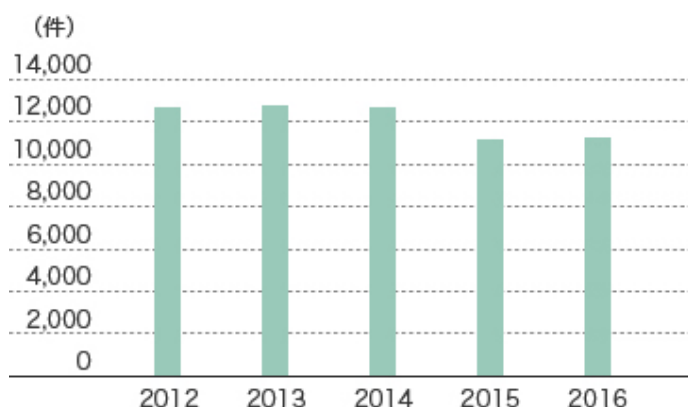
お客様満足度の向上を推進

当社グループは、お客様からの製品やサービスに関するご意見、ご提案、苦情などを「お客様の声」として大切にしております。当社グループでは、メールでのお問い合わせに加え、お客様相談室に寄せられる「お客様の声」から製品やサービスの改善を行い、お客様満足度の向上を目指しています（お客様相談室は日本国内が対象）。

お客様からお客様相談室を通していただく苦情件数は、過去5年間では減少傾向で推移しております。

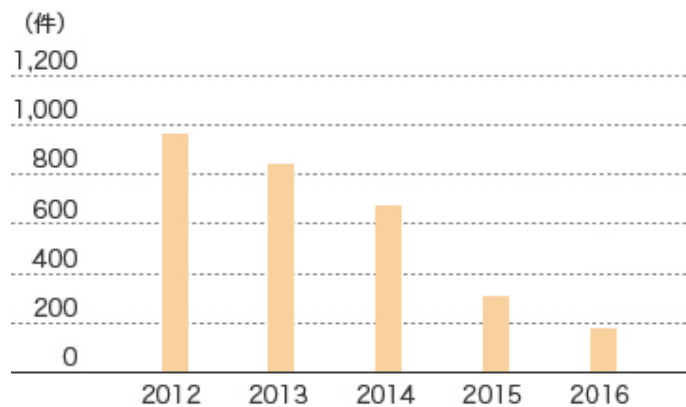
今後も、「お客様の声」を真摯に受け止め、お客様満足度のさらなる向上に努めます。

■ お客様相談室へのお問い合わせ年間件数



※期間：4月～翌年3月

■ お客様からの苦情件数



※期間：4月～翌年3月

製品安全への取組みと迅速な情報の伝達

当社グループの製品は、電気エネルギーを蓄積、制御、変換するため、製品の安全性確保を重要な課題として位置付けています。

製品の安全性の確保は、製品安全統括委員会で全社的に推進しています。各事業部門では、製品安全規格への適合に加え、製品の使用環境や経年劣化時の安全性を考慮した開発を行っています。そのために、FMEAやFTAなどを活用した製品実現プロセスを強化しています。また、製品の不安全事故に対する情報収集を常に実施して、経営トップに遅延なく伝達することで、迅速な市場対応を行う体制を構築・運用しています。

今後は、社内で品質工学と製品安全などを指導可能な人材の育成や製品安全情報の積極的な開示を推進し、“信頼と品質のGS YUASA”を目指します。

■ GSユアサの製品安全活動フロー

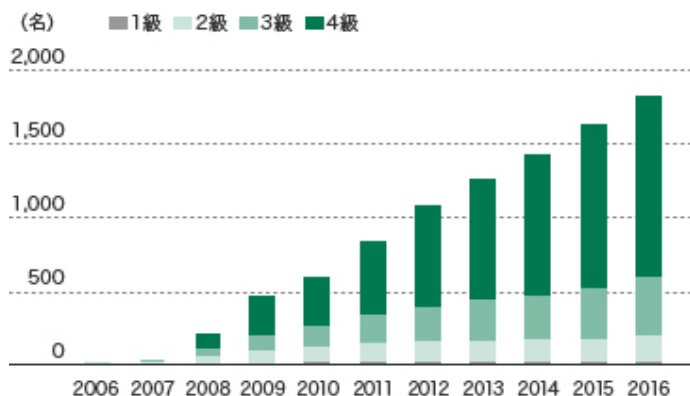
フロー	活動内容	手順・仕組み
製品安全統括委員会	◇製品安全活動に関する方針の制定 ◇製品安全に関する問題の審議 ◇「危機管理対策本部」設置による対応	リスク管理規則 GSユアサ品質マネジメントシステム 製品安全に関する管理規定
製品安全活動	◇事業部門での「製品安全」に関する方針の制定 ◇製品実現プロセスにおける製品安全活動	部門方針書 各事業部門の品質マニュアル
製品・サービスの情報収集	◇製品安全に関する情報収集 ◇製品・サービスに対する苦情・不具合、製品事故情報	クレーム情報システム・お客様相談室 GSユアサホームページ 品質日報
情報の検討・処置	◇情報の検討、処置の決定と実施、継続的改善（再発防止） ◇製品事故・品質クレームに関する危機管理対応 ◇危害発生および拡大防止の対策	事業部門の品質マニュアル 製品事故・品質クレームに関する危機管理マニュアル リコール実施マニュアル

従業員の品質意識向上

当社グループは、品質基本方針に基づく品質意識を全社に定着させるため、従業員の品質教育に取り組んでいます。品質教育は、品質管理のレベルと職群階層で体系化し、全社員が業務内容と経験に合わせた教育を受けるようにしています。

2008年度からは、新入社員に対する品質基礎教育を義務化し、品質管理の知識をQC（品質管理）検定で確認しています。2016年度は、品質管理検定1級から4級を合わせて191名が合格し、全社の2016年度までの品質管理検定累計合格者数は1,805名となりました。今後も社員の品質意識向上と知識取得を重要課題として取り組みます。

■ QC検定 累計合格者数



※期間：4月～翌年3月

■ 品質教育 体系図

レベル	品質教育講座								階層	
応用				品質工学					管理職・中堅	
				推定・検定						
基礎	QMS	新QC七つ道具	管理図基礎	抜取検査	ばらつき	FMEA	FTA	信頼性		
				統計基礎			QC3級			
				なぜなぜ分析						2年目以降
				QCストーリーとQC七つ道具(Q7)						
				品質基礎						
入門								社新員入		

GSユアサ お客様相談室 GSユアサ グループの製品に関するご質問、ご相談を承っております。

フリーダイヤル **0120-43-1211** 受付時間：9：00～17：30【平日】 ※土日祝、当社所定の休日を除く。

活動事例

2017年度上期第24回 改善チーム活動 事例発表会開催

GSユアサは、人事部と品質統括部が事務局となり、「現場力の向上活動の推進」「改善活動・成果からの学習および横展開」「改善活動への全員参加、活発なコミュニケーションの推進」「改善マインドの風土作り」を目的に、全社改善事例発表会を2004年から開催しています。

2017年7月18日、京都本社を会場として「2017年度上期第24回 改善チーム活動 事例発表会」を開催しました。本発表会には、京都本社と全国5拠点、海外1拠点をTV中継し、当社経営幹部と約200名の社員が参加しました。

今回の発表会では、各事業部から推薦された8チームが、「QCストーリーに沿った問題解決」、「業務と管理方法の改善」、「業務効率化」「業績向上につながる取り組み」などについて、活動事例を発表しました。各チームからの事例発表後、山口義彰取締役から各発表チームへの個別講評と全体講評があり、最後に村尾修社長から発表チームに対する労いと発表会の総評が行われ、発表チームの改善活動に対する奨励賞が授与され、閉会となりました。

次回の「2017年度下期第25回 改善チーム活動 事例発表会」は、2017年12月4日に開催を予定しています。

<総評 村尾修社長 >

本日の発表テーマはバラエティに富んでおり、興味深く聞かせてもらいました。これまでは、品質関係部門の発表が多かったのですが、今回は営業部門、開発部門、そして海外拠点からも発表があり、この活動の裾野の広がりを感じました。特に営業部門によるPDCAの切り口での発表は新鮮でした。QCツールは、誰もが身に着けなければならないスキルです。今後も社員一人ひとりが積極的にQC検定などを活用して、様々な改善に取り組み、この会を盛り上げていってほしいと思います。

■ 発表チームと発表テーマ

発表チーム	発表テーマ
① 株式会社 ジーエス・ユアサ テクノロジー 産業電池本部 産業電池製造部	世界一きれいで安全な電池工場をめざして
② 株式会社 ジーエス・ユアサ エナジー グローバル製造部 製造三課	充電Eライン ラベル貼り機安定化による生産性向上
③ 電源システム生産本部 開発部	手配システム改善による【業務工数の低減】と【手配期間の短縮】
④ 電源システム販売本部 東京第一営業部 直需グループ	顧客資産管理システムの効率的運用によるリフォーム活動の改善及び強化
⑤ 電源システム販売本部 関西第二営業部 新エネ販売グループ	神速PDCAによる営業品質の向上
⑥ Yuasa Battery (Thailand) Pub. Co., Ltd.	Sales & Profits Improvement in Y2016
⑦ 株式会社 ジーエス・ユアサ テクノロジー 特殊・大型リチウム電池本部製造部 特殊電池品質管理グループ	作業ミスにおける不良件数の低減
⑧ 株式会社ブルーエナジー 生産部 品質管理グループ、生産管理グループ、品質保証部	顧客クレーム発生率の低減



発表会の全体風景



村尾社長から発表者に対する奨励賞の授与

地球環境の保全

Global Environmental Conservation



環境基本方針、環境中期計画

当社グループは、事業活動、製品、サービスが地球環境に与える影響を考慮した環境保全に努め、継続的な改善を行います。

環境基本方針

当社グループでは、グループ全体における環境に対する取り組みの基本的な考え方を示した環境基本方針を制定しています。また、国内の各事業所では、環境基本方針に基づいた環境方針を制定し、組織的な環境管理体制を構築して環境方針を達成するための活動を推進しています。

GSユアサグループ環境基本方針

● 基本理念

GSユアサグループは、地球環境保全を経営の最重要課題の一つとして取り組み、クリーンなエネルギーである電池をはじめ、電源システム・照明器具などの開発・製造・販売を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

● 行動指針

- 1 事業活動、製品、サービスが環境に与える影響を確実に評価し、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減と再資源化を通じて汚染の予防を含む環境保護に努め、これらを継続的に改善して、環境パフォーマンスの向上を目指します。
- 2 原材料の取得、開発・設計、生産、輸送、使用、廃棄の各段階における製品のライフサイクルに係る環境負荷の低減を考慮し、環境保全に配慮した製品の開発・設計を推進します。
- 3 資材調達・物流等すべての取引先様を含むサプライチェーン全体の環境負荷の低減に取り組みます。
- 4 ISO14001規格に準拠した環境管理体制を構築し、この環境基本方針に基づく各事業所の環境方針を制定し、環境目標を設定して、環境管理活動を推進します。

- 5 環境に関連する法、条例、協定等の規制及びグループが同意するその他の要求事項を順守することはもとより、必要に応じて自主管理基準を策定して環境保全に努めます。
- 6 環境監査及びマネジメントレビューを適切に実施し、環境マネジメントシステムの維持、継続的改善を図ります。
- 7 教育・訓練等により、グループ全従業員の環境への意識をより高め、環境保全活動を通して、社会に貢献します。
- 8 この環境基本方針を含め、環境に関連する情報を適切に開示し、利害関係者をはじめとする社会との良好なコミュニケーションに努めます。

環境中期計画

当社グループの環境基本方針に係る重点事項については、持続可能な社会の実現に貢献することを目的とした環境中期計画を策定し、その実施状況を管理しています。

第3次環境5カ年計画（2014～2018年度）

対象事業所：（株）GSユアサ（京都事業所、長田野事業所、群馬事業所、小田原事業所）

重点項目 目 標		2016年度実績	自己評価／課題
1	省エネルギー、温室効果ガスの削減 2018年度の生産に係るCO ₂ 排出原単位を2013年度比5%以上削減する。	生産に係るCO ₂ 排出原単位が2013年度と同じ値となった。 (13.0 g-CO ₂ /Wh)	2014年度以降、エネルギー使用原単位は横ばいであるが、ピークカット対策などにより、エネルギーコストは削減傾向にある。
	2018年度の物流に係るエネルギー使用原単位を2013年度比5%以上削減する。	物流に係るエネルギー使用原単位が2013年度比10%削減した。 (0.0460L／トンキロ)	2014年度以降、貨物輸送量は横ばいであるが、モーダルシフトの拡大などにより、原単位を大幅に改善している。
	効果的なエネルギーマネジメントシステムを構築・運用する。	環境マネジメントシステムを活用した省エネルギー活動を実施した。	エネルギーに係る経営リスクに対応したしくみを運用する必要がある。
	省資源 仕損じ・不良品費を削減する（ISO9001と共通課題化）	鉛スクラップ率が3%となった。	生産性向上と環境適合設計の連携により、ムダ・ロスを低減する取り組みを強化する必要がある。

重点項目 目 標		2016年度実績	自己評価／課題
	2018年度の鉛スクラップ率を2%以下にする。		
	2018年度の生産に係る排水量を2003年度比77%以上削減する。	排水量が2003年度比61%削減した。(874千m ³)	水の循環利用率は増加傾向にある。今後も水の循環利用を推進することが重要である。
	再資源化 2018年度の使用済み産業用製品に対する広域認定処理率を100%にする。	使用済み産業用製品に対する広域認定処理率が99.9%となった。	使用済み産業用製品に対する広域認定処理率はほぼ100%となった。当該制度による再資源化スキームは定着している。
	次世代型リチウムイオン電池の再資源化システムを構築する。	次世代自動車に搭載されるリチウムイオン電池の回収スキームを検討した。	市場拡大が見込まれる次世代自動車に使用されるリチウムイオン電池の適切な再資源化スキームを確立することが重要である。
2	環境配慮製品 環境配慮設計による製品(DfE製品)を普及させる。	2005年10月に発行した製品環境適合設計ガイドラインを活用した製品の開発・設計を実施した。	製品の用途展開の多様化に比べて、製品設計への環境配慮の対応が不足している。
3	グリーン調達 の推進 購買先様における環境マネジメントシステムの認証登録の取得およびレベルアップに対する支援を行う。	環境マネジメントシステムの認証を取得した購買先様との取引実績が全取引額の93%を占めた。	購買先様に対する環境マネジメントシステムの導入実績は一定水準に達したと考える。今後は、レベルアップ支援に向けた活動を推進することが重要である。
	化学物質の管理 化学物質管理ガイドラインの対象物質におけるマテリアルフローを監視する。	グリーン調達活動と連携して、製品に含まれる化学物質の管理を徹底し、国内外の製品含有規制に対応した。	法規制や顧客要求に対応した製品含有化学物質管理を継続的に実施することが重要である。
4	環境リスク管理の徹底 環境マネジメントシステムを活用して、ライフサイクルにわたる環境リスク管理を徹底する。	環境マネジメントシステムを活用した環境リスク管理を実施した。	事業課題やステークホルダーのニーズや期待などに対応した環境リスク管理を効果的に運用することが重要である。

重点項目 目 標	2016年度実績	自己評価／課題
5 法順守 環境法規制より厳しい自主管理基準を設定して環境管理技術の改善を推進する。	環境汚染に直結する緊急事態の発生はなく、環境関連の訴訟、罰金、過料などの発生もなかった。	コンプライアンスの徹底化を図る効果的な環境リスク管理を実施することが重要である。
6 環境マネジメントシステムの維持、継続的改善 効果的な環境経営の実現に向けた環境マネジメントシステムの継続的改善を図る。	定期的実施した内部監査や外部審査による指摘事項を活用して、環境マネジメントシステムの改善を図った。	環境リスク管理の徹底化を図るために、環境マネジメントシステムを継続的に改善することが重要である。
7 社会貢献 環境保全活動へ積極的および継続的に参加する。	事業所周辺の清掃などの活動に取り組んだ。	
8 環境コミュニケーション 環境・社会報告書などにより環境情報の開示範囲を拡大し、環境管理活動の社会的評価を得る。	環境・社会報告書の発行など多様なステークホルダーに対応した外部コミュニケーションを実施した。	ステークホルダーのニーズや期待に対応した社会貢献や環境コミュニケーションを推進することが重要である。

環境マネジメントシステム

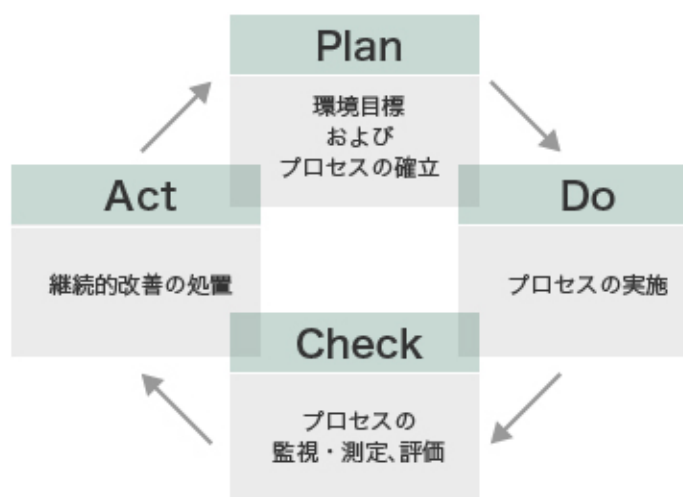
国際標準規格に準拠した環境マネジメントシステムを運用しています。

環境マネジメントシステムの運用

当社グループの国内事業所では、国際標準規格であるISO14001規格に準拠した環境マネジメントシステムを構築・運用しています。

各事業所では、環境マネジメントシステムの体系的なしくみであるPDCAサイクル(計画→実施・運用→パフォーマンス評価→改善)を効果的に活用することで、環境パフォーマンスを継続的に改善しています。

■ PDCAサイクル



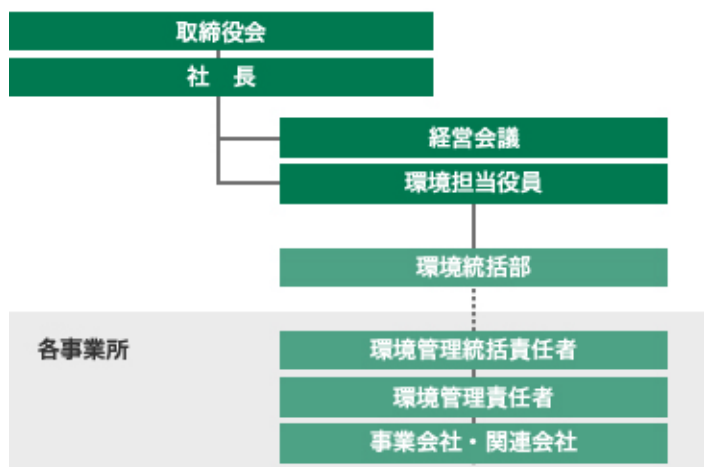
組織体制

当社グループの環境マネジメントシステムにおける組織体制は、グループ全体および事業所単位の体制から構成されています。

グループ全体の組織体制では、当社取締役社長を環境管理最高責任者とし、直属に環境担当役員を置いて、グループ全体の環境管理を統括しています。環境基本方針を含むグループ全体の環境に係る課題については、経営会議にて審議・決定されます。

各事業所では、環境管理の統括責任者および実施責任者を中心とした体制を構築して環境マネジメントシステムを運用し、重要な環境パフォーマンス情報をグループ全体の組織にコミュニケーションしています。

■ 組織体制の概要



環境監査

当社グループの各事業所では、環境方針や環境目標の達成状況、環境マネジメントシステムの運用状況などを確認する内部監査を実施して、パフォーマンスおよびシステムの改善に繋がっています。また、環境マネジメントシステムの適合性および有効性を把握するために環境認証機関による外部審査を受審しています。

内部監査	外部監査
社内外の研修を受けた資格を有する内部環境監査員が次の状況を確認しています。 1. 環境関連法規制などの順守状況（順法性監査） 2. 環境マネジメントシステムの維持管理状況（システム監査） 3. 環境目標の達成程度（パフォーマンス監査）	ISO14001規格に基づく環境マネジメントシステムの維持管理状況およびPDCAサイクルの機能状況などを受審した結果、全事業所がISO14001規格の認証を継続しています。第3者の視点による環境管理活動の評価や改善ポイントなどの情報を活用して、環境マネジメントシステムの継続的改善を図っています。

環境教育

当社グループでは、環境マネジメントシステムの運用を維持向上させるために、各種の環境教育を実施しています。また、環境リスクを顕在化させないための教育訓練も定期的を実施しています。

環境一般教育

■ 社員教育

各部門では、すべての構成員に対して、環境方針の達成に向けた自分の役割を認識させる教育を実施しています。

■ 新入社員教育

新入社員に対して、当社グループの環境管理の基本的な考え方を認識させる教育を実施しています。

環境専門教育

■ 内部環境監査員研修

各事業所では、環境マネジメントシステムの継続的改善を図るため、内部環境監査員の養成およびレベルアップ教育を実施しています。

■ 緊急時対応訓練

各部門では、環境に著しい影響を及ぼす可能性のある業務に従事する構成員に対して、想定される緊急事態に対応するための訓練を定期的を実施しています。

コンプライアンス管理

当社グループでは、順守しなければならない環境関連法規制などを定期的に見直し、モニタリング活動などを通じて、法令順守に係る運用を適切に管理しています。

また、鉛などの有害物質を製品に使用しているため、種々の環境関連法規制を順守して事業活動を行うことはもとより、使用済み製品の再資源化システムの運用に係る法規制などについても十分考慮しています。

2016年度は、環境関連法規制に係る訴訟、罰金、過料などは発生していません。

環境リスク管理

各事業所では、環境関連の法令や地域の条例・協定に基づく規制基準より厳しい自主管理基準を設定した運用管理によって、環境汚染の予防を図っています。

水質汚濁、大気汚染、土壌汚染などが発生する可能性のある業務に対しては、ハード対策（見える化、流出防止、除害装置の設置など）、ソフト対策（設備点検、監視・測定、運用手順の徹底など）を講じることによって、環境汚染リスクの低減化を図っています。

また、環境に重大な影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態を次のように特定し、緊急事態を顕在化させないための予防処置を講じています。

- タンク、パイプラインなどから排出基準を超過した廃液などの敷地外への流出および地下浸透
- 溶解炉、集じん機、乾燥機などから排出基準を超過したばい煙などの大気への放出

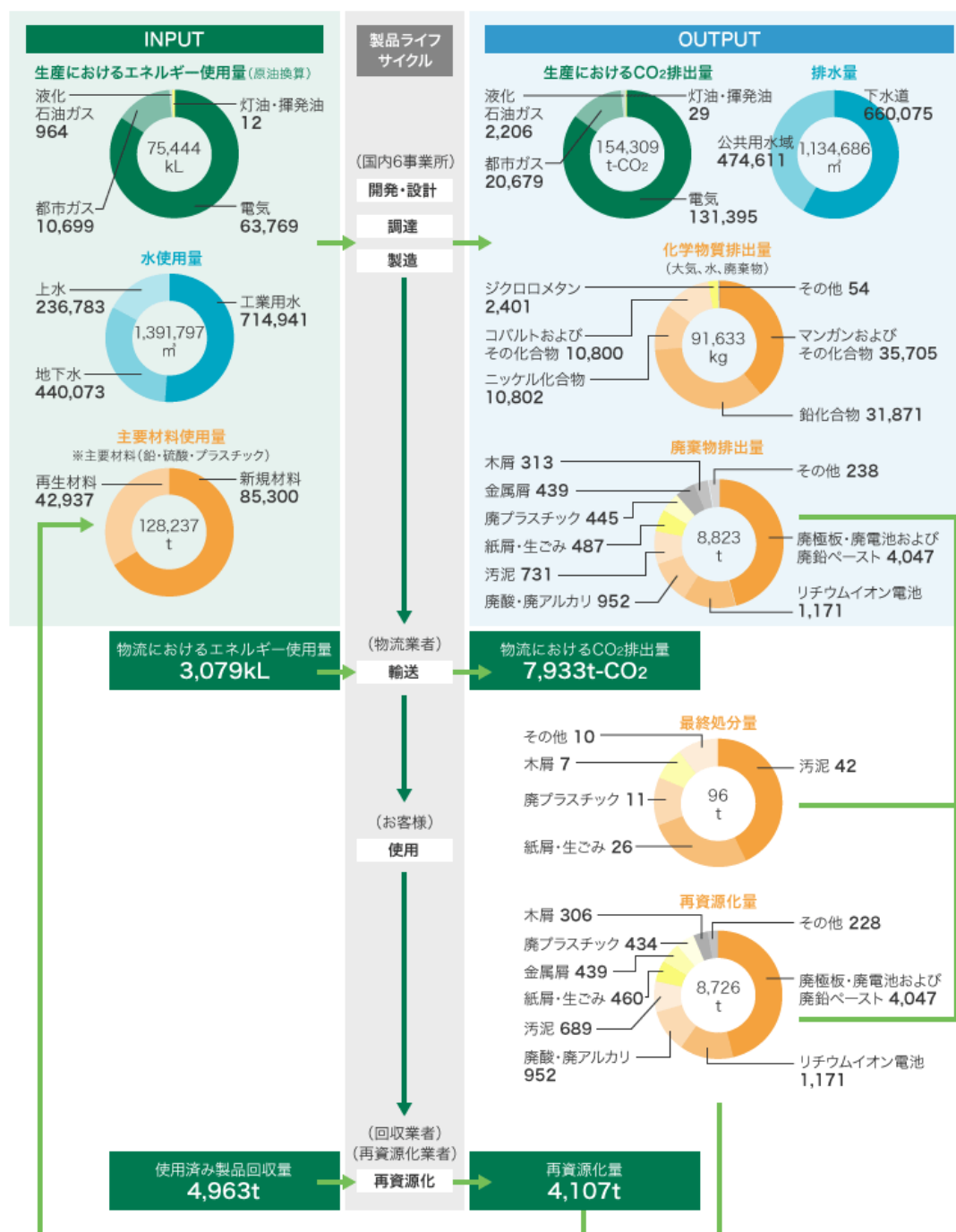
なお、万が一、緊急事態が発生した場合に備えて、被害を最小化するための緊急時対応訓練を関係者に対して定期的を実施しています。

2016年度は、環境汚染に直結する緊急事態が発生した事業所はありません。

環境パフォーマンス、環境会計

環境パフォーマンスの継続的改善や有効性評価に取り組んでいます。

ライフサイクルにおけるマテリアルフロー



■備考

- (1) 集計対象は2016年度の国内6事業所、株式会社GSユアサ(京都事業所、長田野事業所、群馬事業所、小田原事業所)、株式会社リチウムエナジー ジャパン、株式会社ジーエス茨城製作所です。
- (2) 輸送に係るエネルギー使用量とCO₂排出量は、株式会社GSユアサのみの値を表しています。
- (3) 再資源化に係る使用済み製品回収量と再資源化量は、産業用電池・電源装置のみの値を表しています。
- (4) CO₂排出量の算出におけるCO₂換算係数は、電気事業低炭素社会協議会が公表しているCO₂排出原単位を使用しています。

世界各国の生産拠点におけるCO₂排出量

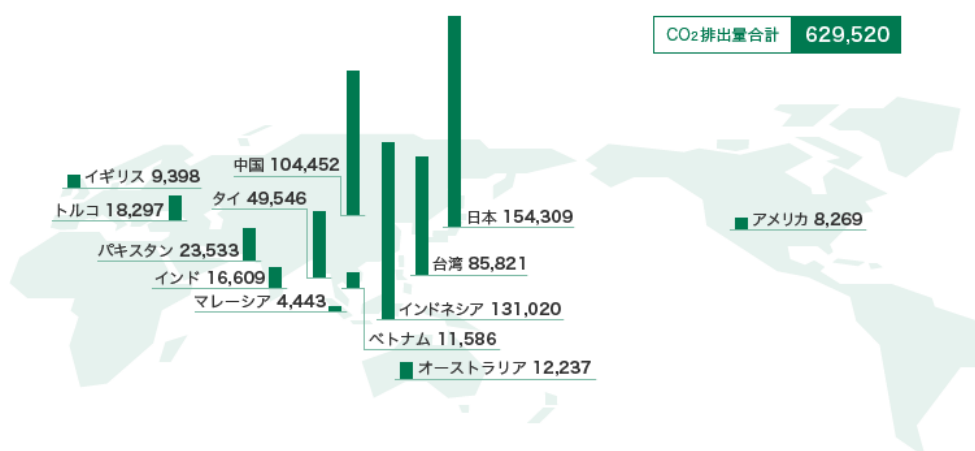
当社グループでは、世界各国の生産拠点のCO₂排出量調査を実施し、生産活動に伴うCO₂排出量の把握および削減に対するグローバルな取り組みを行っています。

下表は、世界各国の主な生産拠点における2016年度のCO₂排出量です。この中で、92%の生産拠点ではISO14001規格を認証取得しており、国際標準規格に準拠した環境マネジメントシステムを活用して、CO₂排出量の削減を推進しています。

なお、集計対象期間は、次の通りです。

日本	2016年4月1日～2017年3月31日
日本以外	2016年1月1日～2016年12月31日

■ 各国のCO₂排出量（単位：t-CO₂）



■ 各国の生産拠点のCO₂排出量（単位：t-CO₂）

国	生産拠点	CO ₂ 排出量
日本	株式会社G Sユアサ（京都事業所、長野事業所、群馬事業所、小田原事業所）	118,244
	株式会社リチウムエナジー ジャパン	31,416
	株式会社ジーエス茨城製作所	4,649
中国	天津杰士電池有限公司	41,949
	湯浅蓄電池（順徳）有限公司	28,565
	広東湯浅蓄電池有限公司	20,850
	杰士電池有限公司	7,306
	天津湯浅蓄電池有限公司	5,781
台湾	台湾湯浅電池股份有限公司	52,061
	台湾杰士電池工業股份有限公司	33,759
ベトナム	GS Battery Vietnam Co., Ltd.	11,586
マレーシア	GS Yuasa Battery Malaysia Sdn. Bhd.	4,443

国	生産拠点	CO ₂ 排出量
インドネシア	P.T. GS Battery	63,819
	P.T. Trimitra Baterai Prakasa	38,622
	P.T. Yuasa Battery Indonesia	28,580
タイ	Siam GS Battery Co., Ltd.	30,014
	Yuasa Battery (Thailand) Pub. Co., Ltd.	12,983
	GS Yuasa Siam Industry Ltd.	6,549
インド	Tata AutoComp GY Batteries Private Limited	16,609
パキスタン	Atlas Battery Ltd.	23,533
トルコ	Inci GS Yuasa Aku Sanayi ve Ticaret Anonim Sirketi	18,297
イギリス	GS Yuasa Battery Manufacturing UK Limited	9,398
アメリカ	Yuasa Battery, Inc.	8,269
オーストラリア	Century Yuasa Batteries Pty. Limited	12,237

日本以外の電力のCO₂換算係数は、GHGプロトコルの各国ごとの係数を使用

CDPへの対応

GSユアサは、企業に対して気候変動への戦略や具体的な温室効果ガスの排出量に関する公表を求めるプロジェクトであるCDPの気候変動質問書に対応しています（情報開示対象は日本のみ）。CDPによる評価結果を活用して、気候変動への緩和および適応への取り組みを推進しています。

環境パフォーマンス推移データ

環境パフォーマンス推移情報に係る集計範囲

1. 本データの集計対象組織は、当社グループの国内6事業所(京都事業所、長田野事業所、小田原事業所、群馬事業所、株式会社リチウムエナジー・ジャパン、株式会社ジーエス・茨城製作所)です。ただし、物流におけるエネルギー使用量とCO₂排出量については、国内物流拠点を含めた株式会社GSユアサの実績値です。
2. 本データの集計対象期間は、2012年度から2016年度までの5年間の実績データです。ただし、株式会社リチウムエナジー・ジャパンおよび株式会社ジーエス・茨城製作所のデータについては、2014年度以降のデータであり、グラフの橙色部分で表しています。なお、すべてのデータは見直しを行ったうえで、報告しています。
3. CO₂排出量の算出における電気のCO₂換算係数は、電気事業連合会または電気事業低炭素社会協議会が公表しているCO₂排出原単位(下表)を使用しています。ただし、2016年度のCO₂排出原単位は本データ開示時点では公表されていないため、2015年度の数値を採用しています。

■ 電気のCO₂換算係数表

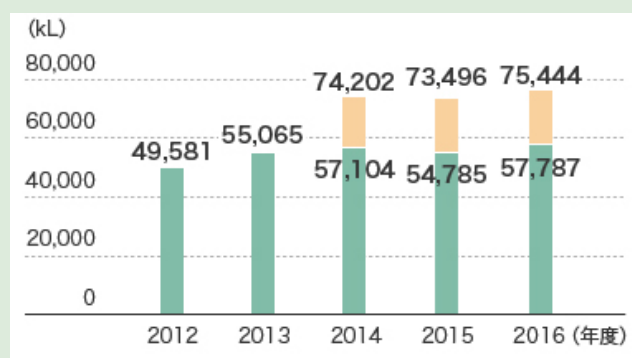
2012年度	0.57
2013年度	0.57
2014年度	0.56
2015年度	0.53

4. グラフ中に掲載している原単位は、次式によって算出しています。

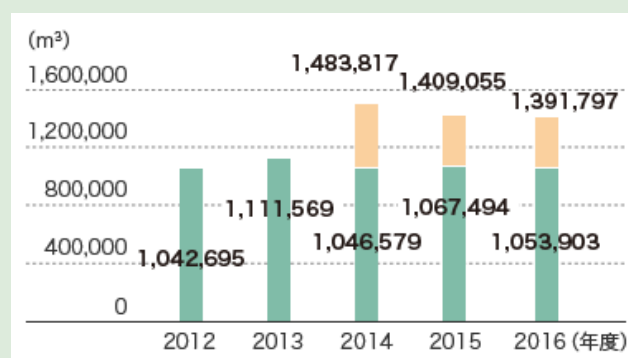
- (1) 物流におけるエネルギー原単位(L/トンキロ) = エネルギー使用量 / 貨物輸送量
- (2) 生産におけるCO₂排出原単位 (g-CO₂/Wh) = CO₂排出量 / 生産電池の容量
- (3) 2003年度比排水削減率 (%) = { (2003年度排水量 - 排水量) / 2003年度排水量 } × 100
- (4) 再資源化率 (%) = (再資源化量 / 廃棄物排出量) × 100
- (5) 鉛スクラップ率 (%) = (廃極板および廃電池排出量 (鉛) / 鉛使用量) × 100

INPUT

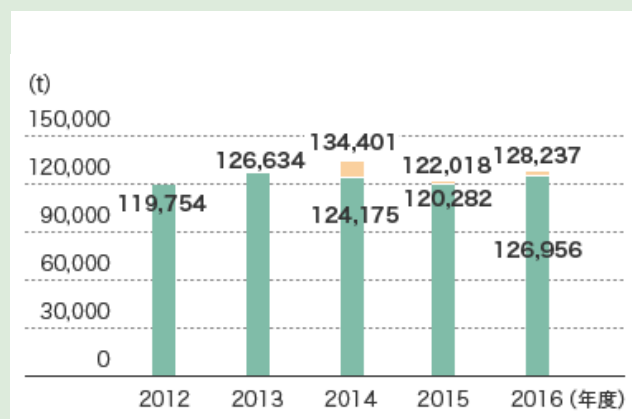
生産におけるエネルギー使用量



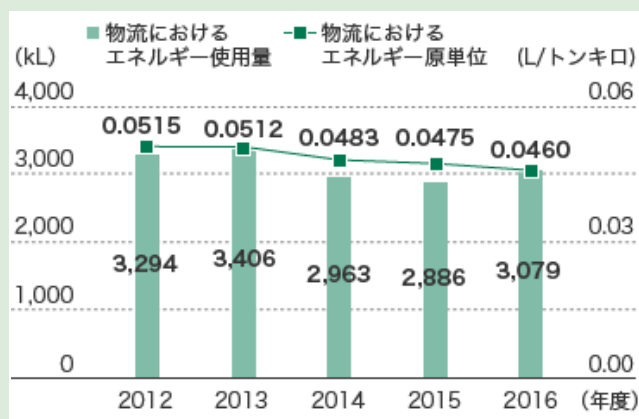
水使用量



主要材料使用量

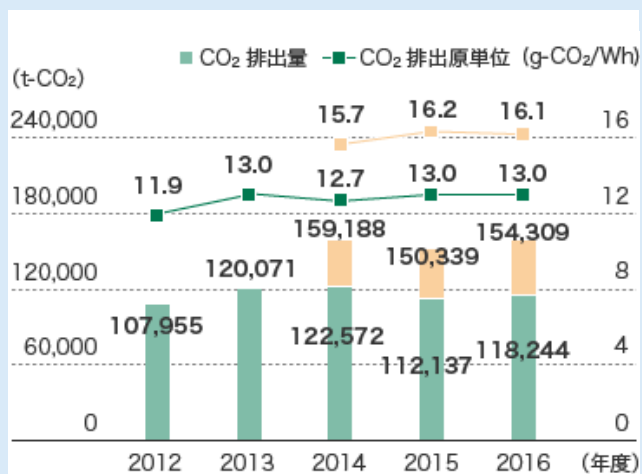


物流におけるエネルギー使用量、物流におけるエネルギー原単位

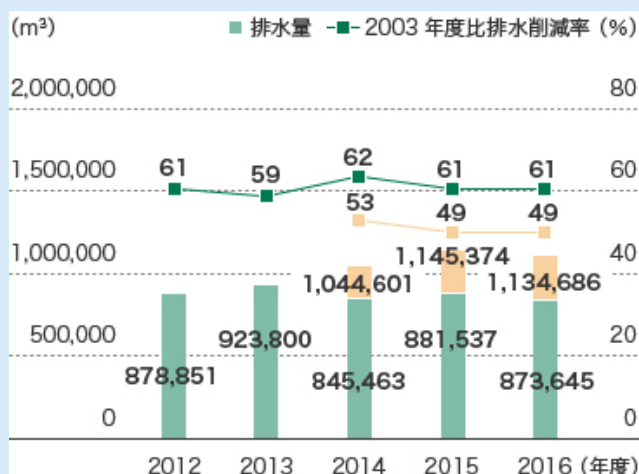


OUTPUT

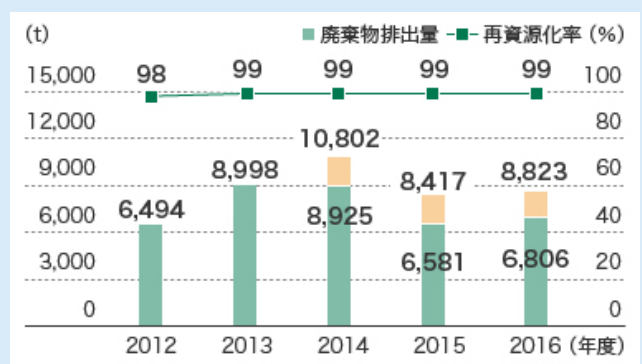
生産におけるCO₂排出量、CO₂排出原単位



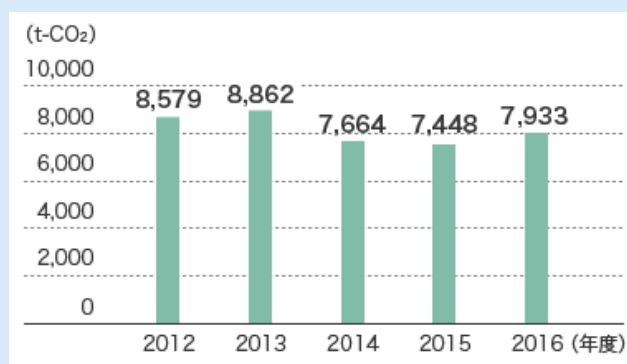
排水量、2003年度排水削減率



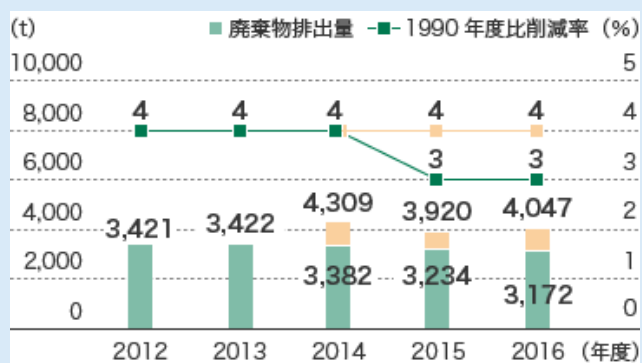
廃棄物排出量、再資源化率



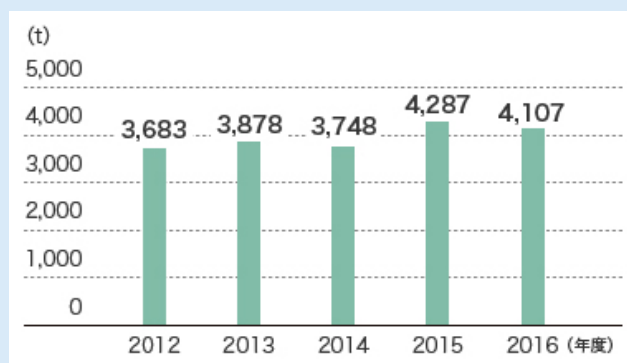
物流におけるCO₂排出量



廃極板および廃電池排出量(鉛)、鉛スクラップ率



広域処理における再資源化量



環境会計

環境会計情報に係る集計範囲

対象組織 国内6事業所（京都事業所、長田野事業所、小田原事業所、群馬事業所、株式会社リチウムエナジージャパン、株式会社ジーエス茨城）

ただし、事業エリア内コストのうち環境に関する設備のコストは構内関連企業の実績を含んでいません。

対象期間 2016年4月1日～2017年3月31日

参 考 環境会計ガイドライン2005年版（環境省発刊）

環境保全コスト（事業活動に応じた分類）

（千円）

分 類		主な取り組みの内容	京都事業所	長田野事業所	小田原事業所	群馬事業所	リチウムエナジージャパン	ジーエス茨城	合 計
（１）事業エリア内コスト （合計）			504,517	228,438	35,005	55,637	92,756	39,197	955,550
内 訳	（１）－１ 公害防止コスト	大気・水質・土壌の公害防止に関する活動	348,356	146,703	7,649	27,478	10,813	16,741	557,740
	（１）－２ 地球環境保全コスト	温暖化ガス排出削減に関する活動	51,103	13,144	14,706	18,821	22,410	13,080	133,264
	（１）－３ 資源循環コスト	廃棄物の適正処理に関する活動	105,058	68,591	12,650	9,338	59,533	9,376	264,546
（２）上・下流コスト ^{*1}		環境負荷低減のための追加的活動	432	8	15	0	0	0	455
（３）管理活動コスト ^{*2}		社員教育・ISO14001維持管理活動	16,593	1,999	357	80	840	707	20,576
（４）研究開発コスト		環境に配慮した研究開発活動	5,960,660	1,630,266	0	0	1,942,075	0	9,533,000
（５）社会活動コスト		環境に関するボランティア活動	600	748	318	825	2,573	260	5,323
（６）環境損傷対応コスト		土壌汚染対策に関する活動	0	2,214	0	0	0	0	2,214
合計			6,482,802	1,863,672	35,694	56,542	2,038,243	40,164	10,517,118

環境保全対策に伴う経済効果

(千円)

分類	主な項目	金額
水使用効率化に伴う経済効果	水使用量、排水量の削減金額	-2,485 ^{*3}
省エネルギー効果	電気・重油・ガス(都市ガス・LNG・LPG)の削減金額	404,117 ^{*3}
廃棄物削減効果	産業廃棄物の処理費用削減金額	-8,440 ^{*3}
再資源化効果	廃棄物の再資源化・再利用に貢献した金額	146,669

環境保全効果

分類	主な項目	物量
事業活動に投入する資源に関する環境保全効果	再生水使用量	1,420,595m ³
	水使用削減量	17,258m ^{3*} 3
事業活動から排出する環境負荷および廃棄物に関する環境保全効果	CO ₂ 削減量	-3,970ton-CO ₂ ^{*3}
	排出廃棄物削減量（最終処分量）	5ton ^{*3}
	排水削減量	10,688m ^{3*} 3
	排出廃棄物のリサイクル量	8,726ton
	リサイクル率	99%
	[水質] 排出鉛量	23kg
	[大気] 排出鉛量	103kg

※1 上・下流コストには、コンサルタント費用と容器包装リサイクル法による再商品化委託料を集計しています。

※2 管理活動コストには、社員教育・ISO14001の維持管理費用のほか、情報開示に関する費用を含んでいます。

※3 前年度に対する削減値（マイナス値は増加値）を表しています。

※4 リサイクル率=（リサイクル量／廃棄物排出量）×100

環境負荷低減への取り組み

製造段階だけでなく、製品ライフサイクルを考慮した環境負荷の低減に努めています。

開発・設計

製品環境適合設計の運用

当社グループの製品は、調達、製造、輸送、使用、廃棄の各段階において、環境に何らかの影響を及ぼしています。そのために、当社グループでは、製品ライフサイクルにおいて発生する資源の消費、温室効果ガスや廃棄物の排出などの環境負荷を低減することを目的に、製品の使用材料を考慮した設計、3Rを考慮した設計、分解の容易性を考慮した設計、表示を考慮した設計、省エネルギーを考慮した設計、梱包材を考慮した設計などに対する指針を示した「製品環境適合設計ガイドライン」に基づく製品の設計に取り組んでいます。当社グループは、本ガイドラインを活用することによって、製品の性能を維持・改善しながら、環境適合設計による環境配慮製品の開発・設計を推進しています。

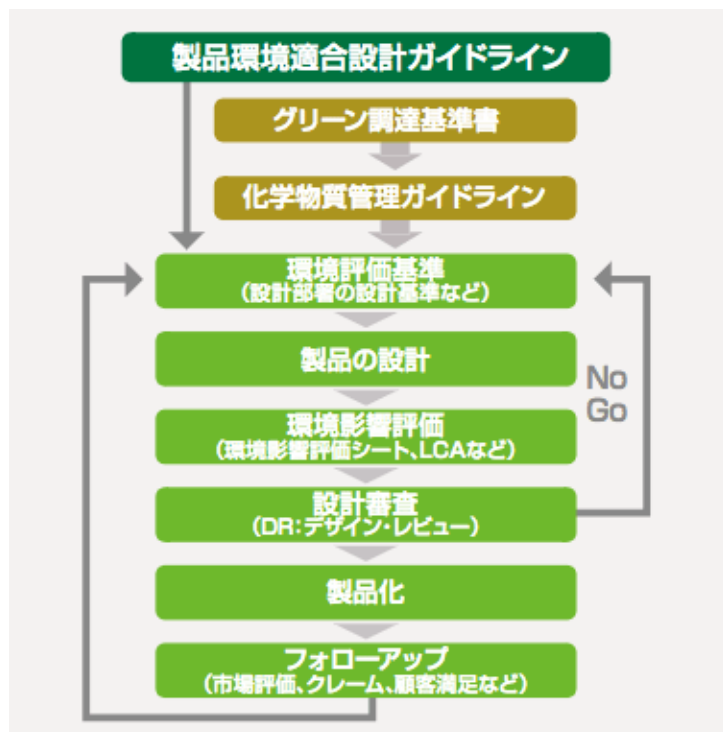
製品の環境影響評価の実施

製品の設計における環境アセスメントでは、設計部門は設計標準に従った製品の設計を行い、製品ライフサイクルの各段階における環境影響評価に対して、DR（デザイン・レビュー）会議で製品の環境適合性を審査します。審査結果が環境影響評価基準を満たさない場合には、設計標準を見直して製品の設計を再度行います。その際、設計部門だけでなく、エンジニアリング、マーケティング、購買、品質、環境などに関係する部門の適切な専門性を活用することによって、環境適合設計の効果が最大限に発揮できるようなコミュニケーションを図っています。

■ 環境アセスメント項目

- | | |
|------------|---------------|
| 1. 省エネルギー | 2. 減容化 |
| 3. リサイクル性 | 4. 分解性 |
| 5. 分別処理容易化 | 6. 安全性と環境保全 |
| 7. 材料選択 | 8. メンテナンス性 |
| 9. エネルギー効率 | 10. 再使用（寿命延長） |

■ 環境アセスメントフロー



流通している製品への情報の反映

市場に流通している当社グループの製品に対するお客様からのご要望などの重要な情報についても、現行製品の設計変更や将来の新製品の設計に活用することによって、環境適合設計の価値を高めています。製品のアフターサービス・返品・クレームなどに係る利害関係者からの情報を、製品の環境パフォーマンスを向上する貴重な資源として活かす運用を推進しています。

製品含有化学物質管理

当社グループでは、製品に含まれる化学物質の管理基準を明確に示した「化学物質管理ガイドライン（製品含有）」をもとに、環境負荷の少ない製品を提供する取り組みを行っています。本ガイドラインは、当社グループのグリーン調達基準書に規定している納入材料に含まれる化学物質調査の一環として実施していくもので、当社グループが生産および販売する製品を構成する主材料、副材料、部品などに含有される化学物質の中で、対策を講じるべき物質を禁止物質ランクと管理物質ランクに分類するなど、製品含有化学物質の把握と管理を行うことを目的としています。当社グループは、主材料、副材料、部品などを納入している購買先様とともに、本ガイドライン対象物質の把握と管理を徹底することによって、製品の環境品質の向上に取り組んでいます。

製造

化学物質排出量の把握

現在、当社グループの各事業所で使用している化学物質のうち、PRTR制度※の報告対象化学物質は下表のとおりです。当社グループでは、有害物質の管理を環境管理活動の中に組み込んで、環境リスクの低減化対策の実施および関連する法令順守状況を定期的に評価しています。

※PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律」により、有害性のある化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所外に運び出されたかというデータを把握し、集計、公表することが事業者の義務付けられています。PRTR制度の届出対象物質は、第1種指定化学物質（人の健康を損なうおそれまたは動植物の生育に支障を及ぼすおそれのある物質）です。第1種指定化学物質のうち、発がん性があると評価されている物質は、特定第1種指定化学物質として区分されています。

■ PRTR法対象物質の排出移動状況

(kg)

PRTR法対象物質	事業所	大気への排出	公共用水域への排出	下水道への移動	当該事業所の外への移動	合計
鉛化合物*	京都	44.0	-	3.6	28,000.0	28,047.6
	長田野	23.0	-	9.5	3,500.0	3,532.5
	群馬	32.0	4.1	-	4.9	41.0
	茨城	4.0	6.2	-	240.0	250.2
砒素及びその無機化合物*	京都	1.8	-	0.6	2.8	5.2
	群馬	0.0	0.6	-	0.0	0.6
アンチモン及びその化合物	京都	7.4	-	0.6	36.0	44.0
	長田野	0.0	-	2.3	0.0	2.3
	群馬	0.0	2.2	-	0.0	2.2
マンガン及びその化合物	京都	0.0	-	0.0	1,100.0	1,100.0
	長田野	4.3	-	0.0	0.2	4.5
	リチウムエナジー ジャパン	0.0	-	0.0	29,000.0	29,000.0
ニッケル化合物*	京都	0.0	-	0.0	1,100.0	1,100.0
	長田野	1.6	-	0.0	0.3	1.9
	小田原	0.0	-	0.0	0.0	0.0
	リチウムエナジー ジャパン	0.0	-	0.0	9,700.0	9,700.0
コバルト及びその化合物	京都	0.0	-	0.0	1,100.0	1,100.0
	長田野	0.2	-	0.0	0.2	0.4
	小田原	-	-	-	-	0.0

(kg)

PRTR法対象物質	事業所	大気への排出	公共用水域への排出	下水道への移動	当該事業所の外への移動	合計
	リチウムエナジー ジャパン	0.0	-	0.0	9,700.0	9,700.0
ジクロロメタン	京都	0.7	-	0.0	480.0	480.7
	茨城	1,900.0	0.0	-	20.0	1,920.0
カドミウム及びその化合物*	小田原	0.0	-	0.0	0.0	0.0
トリエチレンテトラミン	茨城	0.0	0.0	-	0.0	0.0
合計		2,019.0	13.1	16.6	89,584.4	91,633.1

- : 対象外

* : 特定第1種指定化学物質製造

デマンドコントロールを活用した省エネルギー活動

小田原事業所では、2011年3月11日に発生した東日本大震災以降、従来の製造工程を中心とした省エネルギー活動に加えて、自主的に設定したピーク電力使用量の目標管理を行うなどの節電対策を強化しています。

当事業所で使用する電力量がピーク電力目標値の一定基準(95%または97%)に達した場合には、デマンドコントロールによる警報装置が作動し、関連部門が緊急的な節電対応を行うしくみを運用するなど、ピーク電力使用量を低減する活動を実施しています。

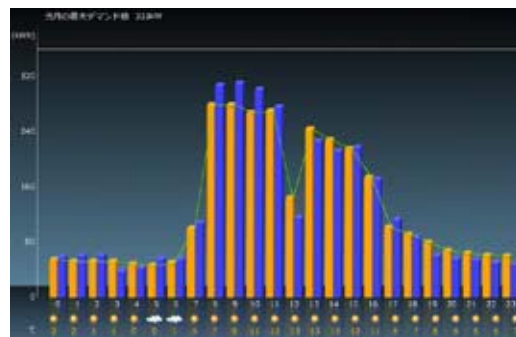
2016年度の活動結果では、ピーク電力使用量の目標値を達成することができ、電力会社との使用電力契約量を見直すことにより、電力使用に伴うコスト削減に繋がっています。

■ 小田原事業所での節電対策の例

1. 電力マネジメントシステムによる電力使用状況のモニタリングおよび分析
2. 省エネパトロールによる指摘事項に対する改善活動
3. 蛍光灯および水銀灯のLED化(一部)
4. 照明の間引き(事業所内全域)
5. 空調設定温度の管理



デマンド遠隔監視画面



デマンド管理グラフ画面

設備更新による省エネルギーと節水

京都事業所の一部の事務所で使用していた空調機は、使用開始からすでに34年が経過し、また当該事務所の1階から4階までの全体を一括で空調する効率の悪いものでした。そこで、当事業所では、2016年度に設備老朽化対策とともに省エネルギーを図るために高効率機器へ空調機を更新しました。

これにより個別の階の空調が可能となり、また最新式の高スヒートポンプへの変更に伴う機器自体の省エネ性能の向上により、電力使用量のピークカットを実現しています。また、以前の空調機ではクーリングタワーを設置していたため、年間約1,000m³の水を使用していましたが、設備更新により水の使用は不要となりました。

設備更新に伴う環境負荷の低減により、電力や上下水道の使用コストとともに、設備維持管理の簡易化によるメンテナンスコストを含めた費用節減を実現しています。また、本取り組みが経済産業省の「省エネ・生産性革命投資促進事業費補助金」制度の対象事業に採用されたため、補助金の活用による設備投資費用の削減にも繋がっています。

照明機器のLED化

京都事業所では、省エネルギー活動のひとつとして、照明機器のLEDへの切り替えを推進しています。

2016年度は、当事業所敷地内にある体育館のアリーナ照明を、高圧放電灯からLED照明灯に更新しました。エネルギー使用量を前年度比57%に削減することができ、製品寿命が以前の照明機器と比較して2倍以上であるため、照明交換に伴うコスト削減も見込んでいます。なお、照明点灯時にパッと灯される華やかな光は、フロアを清々しく照らし、利用者の評判も上々です。



LED化した体育館のアリーナ照明

機密文書の自社内処理

京都事業所では、不要となった機密文書の社内処理システムの導入を進めています。

当事業所では、不要となった機密文書がダンボールで約100箱／月発生しています。従来は、当該文書をシュレッダーで裁断して外部業者に処理委託していましたが、自社内での処理に変更することによって、機密情報漏洩リスクの低減化を図っています。また、古紙を溶解する工程では、有機溶剤などの薬品を使用せずに、水だけを使用した処理を行っており、使用後の水は循環利用しています。なお、自社内の処理工程において、分別などの作業工程を通じて障がい者の雇用を促進しています。

現在、不要となった機密文書を溶解処理するための設備を1台導入して、テスト運用を行っています。今後、さらに2台追加導入して、本格運用を目指しています。

■ 不要となった機密文書の自社内処理工程の概要



輸送

物流に係るエネルギー使用量の削減

当社グループでは、製品ライフサイクルにおける環境負荷低減の取り組みの一つとして、貨物輸送における省エネルギー活動を推進しています。

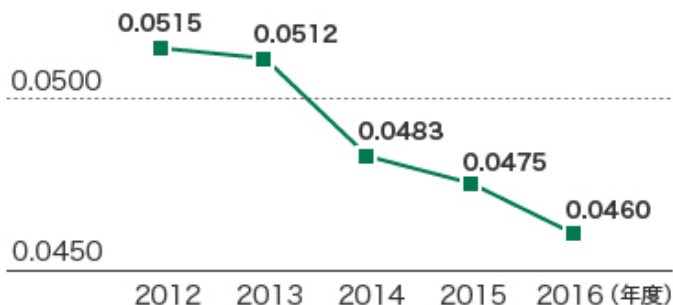
物流に係る貨物輸送量、エネルギー使用量、CO₂排出量などを把握するしくみを構築して、定期的に専門委員会でエネルギー削減計画の達成状況を管理するなどの組織的な省エネルギー活動に取り組み、物流拠点の統合による拠点間輸送量の削減、トラックから鉄道コンテナ等へ輸送方式を変更するモダルシフトなどの対策を実施しています。

このような活動により、2016年度のエネルギー使用原単位を2013年度比10%削減することができました。今後も、継続的な物流分野におけるエネルギーの効率化を図り、環境負荷と物流コストを低減する活動を推進していきます。

■ 貨物輸送量当たりのエネルギー使用量（原油換算量）

(L/トンキロ)

0.0550



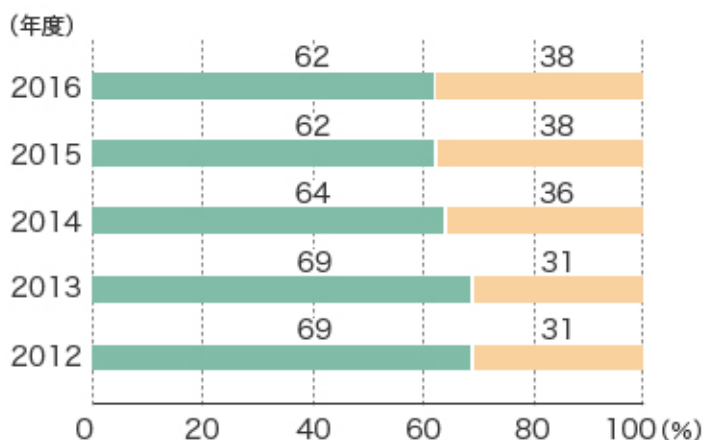
トンキロは貨物輸送量の単位であり、1 トンの貨物を1 キロメートル運んだ場合は1 トンキロとなります。

エコレールマーク制度の運用

「エコレールマーク制度」とは、製品などの流通過程において、環境負荷の少ない鉄道貨物輸送を積極的に活用している企業または商品に対する認定制度のことです。当社グループは公益社団法人鉄道貨物協会から認定企業の指定を受け、7 シリーズの自動車用・バイク用電池の商品認定を受けています。この認定商品をお客様にご購入いただくことで、お客様と企業が一体となって環境負荷の低減対策に参加する取り組みを推進しています。2016年度は、鉄道貨物のダイヤ改正で輸送時間、到着時間の変更があり、1 ルートの輸送が無くなりましたが、新たに2ルートの鉄道貨物輸送を開始することが出来ました。当社グループは、鉄道貨物輸送の拡大により、環境に配慮した物流を推進していきます。

■ 貨物輸送量の比率

■ 貨物自動車 ■ 鉄道および船舶



当社グループのエコレール認定商品の一例

再資源化

産業用電池に係る広域認定制度の活用

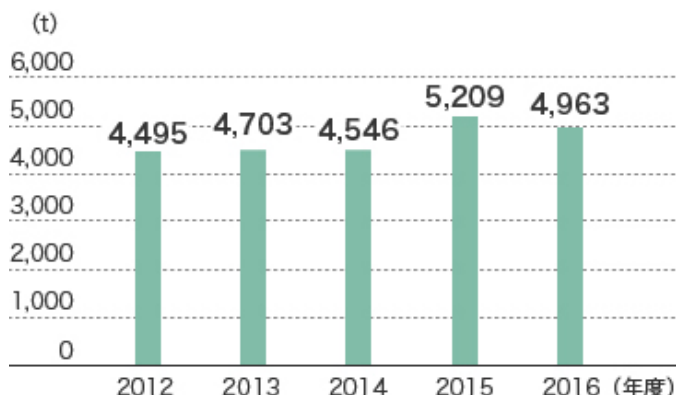
広域認定制度とは、製品の製造事業者が市場で使用済みとなった製品の再生や廃棄処理に自ら関与することで、効率的な再生利用や処理・再生しやすい製品設計へのフィードバックを推進するとともに廃棄物の適正な処理を確保することを目的とした廃棄物処理法上の制度です。

当社グループは、2008年1月に産業用電池および電源装置に係る広域認定を環境省より取得し、2009年1月以降の受注物件より当該認定による再資源化システムの運用を本格的に開始しました。また、2010年度および2013年度には運用対象製品を拡大し、2011年度からは小型製品に係る運用ルールを見直すことによって、使用済み製品を確実に適正に廃棄物処理できるようにしくみを改善しました。

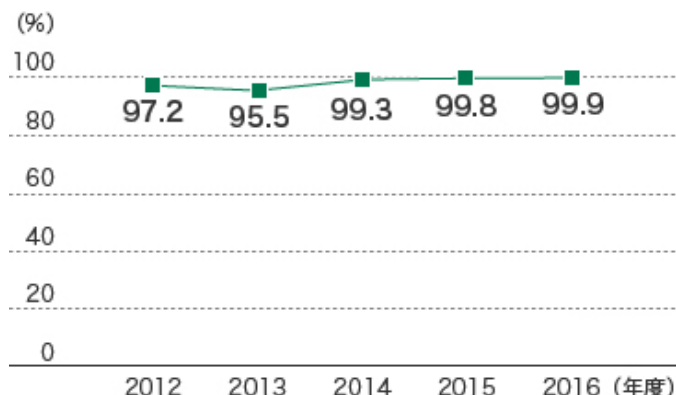
2016年度における広域認定制度を活用した廃棄物処理量は4,963tに達しました。この値は、同期間に当社グループで回収した使用済み製品の99.9%を占めており、当社グループの産業用電池に係る広域認定制度は確実に定着してきました。

今後も、顧客サービスの向上と使用済み製品の再資源化および適正処理に向けて、より効果的な広域認定制度の運用を推進していきます。

■ 広域処理実績量の推移（産業用電池、電源装置）



■ 広域処理適用率の推移（産業用電池、電源装置）



広域認定処理に係る運用管理の徹底

当社グループは、使用済みとなった当社製品に係る回収・再資源化システムを構築・運用することが、循環型社会を推進するために重要であると考えています。そのため、当社グループでは、2010年3月に発行した「産業廃棄物に係る広域認定制度運用ガイドライン」をもとに、広域認定制度を活用した使用済み製品の適正処理および再資源化の推進に係る取り組みを強化しています。本ガイドラインは、当社グループが広域認定制度を活用した使用済み製品の適正処理を運用するための基本的な考え方を示した指針です。本ガイドラインでは、当社グループが広域認定制度を運用する上において重要な3つの要素であると考えている①広域認定制度の概要、②広域認定における処理工程、③運用体制の確立と運用管理に対する具体的な管理手法を明確にしています。また、広域認定に係る廃棄物処理業者の処理状況を確認する場合に使用するチェックリストなどの実践で活用するためのツールや事例集を本ガイドラインに掲載することによって、広域認定処理に係る適正な運用管理の徹底を図っています。

地域社会との共生

Building Better Relationships with Local Communities

事業活動を通じた地域貢献を推進しています。

劇団四季「こころの劇場」に協賛

GSユアサは、劇団四季と一般財団法人舞台芸術センターが主催する、「こころの劇場」京都府公演をサポートしています。「こころの劇場」は、子どもたちの心に「生命の大切さ」「人を思いやる心」「信じあう喜び」など、人が生きていく上で大切なものを舞台を通じて語りかけることを目的としてスタートし、日本全国の子どもたちを無料で劇場に招待しています。

京都府下で開催された全12公演に協賛し、また2017年9月28日・29日にロームシアター京都で行われたミュージカル『ガンバの大冒険』では当社グループの社員6名がボランティアとして参加して当日の客席への誘導や終演後の舞台装置の解体作業を手伝いました。本公演は午前と午後の2回行われ、京都市内のたくさんの子供たちが観劇を楽しみました。今後も劇団四季「こころの劇場」への協賛を通じて、社会貢献活動に積極的に取り組んでいきます。



劇団四季ファミリーミュージカル『ガンバの大冒険』より（撮影：下坂敦俊）



運営ボランティアの様子



解体作業の様子

G S ユアサ小学生ECO絵画コンクールの開催

株式会社ジーエス・ユアサ バッテリーでは、次世代を担う子どもたちが「地球環境に対する考え」を絵という表現を通じて人に伝える「G S ユアサ小学生ECO絵画コンクール」を2009年度より開催しています。

子どもと家族が一緒になって「環境とは何か」を考えるきっかけとなることを目指し、今後も継続して同コンクールを開催していく予定です。



金賞受賞作品 (第9回)

太陽光発電の安定供給に貢献

北海道にある釧路町トリトウシ原野太陽光発電所では、G S ユアサ製のリチウムイオン電池を利用した太陽光発電システムを2017年4月より運用しています。

太陽光発電は、自然条件(日照時間、気温など)の変化によって発電電力に急激な変動が生じることがあり、大量に太陽光発電の電力を電力系統へ接続した場合には、系統電力の品質(電圧、周波数)を低下させる可能性があります。そのため、北海道において太陽光発電所を電力系統に接続する際には、蓄電池を用いて発電電力の変動を平準化する必要があります。当社グループのリチウムイオン電池は、発電電力の変動を緩和するためのキーデバイスとして太陽光発電システムに採用されています。

当社グループは、今後も高性能なリチウムイオン電池の発電分野への活用を促進して、再生可能エネルギーを利用した持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指していきます。



産業用リチウムイオン電池
モジュール「LIM50EN」シリーズ



釧路町トリトウシ原野
太陽光発電所全景

GS Yuasa Siam Industry Ltd. の地域貢献活動

当社海外グループのタイ拠点の一つである「GS Yuasa Siam Industry Ltd.」(以下、GYSI)では、地域との交流を重視した活動を推進しています。

これまで、近隣にある小学校や寺院での清掃や寄付などの活動、子供の日(1月の第2土曜日)イベントでのアイスクリームショップの運営、LED化で不要となった蛍光灯の小学校への設置、学生向け工場見学会の開催、工業団地でのマラソン大会への協賛など、数多くの地域貢献活動に取り組んできました。このような活動がタイ政府から評価され、2016年・2017年と2年連続でCSR-DIW Award※を受賞しています。

GYSIは、今後も地域に密着した企業として、単なる寄付やボランティア活動だけにとどまらず、地域住民への教育などを通じた交流を推進していきます。

※CSR-DIW Award：タイ工業省工場局(DIW)が持続可能な発展や地域社会に貢献する優れた事業活動を推進する企業に対して贈る賞



CSR-DIW Awardの盾



ダム建設への参加（雨季の鉄砲水対策）



地元中学生のGYSI工場見学会

サプライチェーンにおける社会的責任活動の推進

Ensuring Social Responsibility within Our Supply Chain

当社グループは、サプライチェーンとともに、持続可能な社会の実現に貢献します。

主な調達活動

当社グループでは、取引先様に対して、コンプライアンスやCSRに関する学習ならびに指導、製品含有化学物質管理や紛争鉱物対応などの各種調査、グリーン調達などに取り組んでいます。また、取引先様の業績向上活動(改善支援活動)や品質改善に係る勉強会、講演なども開催しています。

サプライチェーンを通じたより良いパートナーシップにより、取引先様と当社グループの相互の業績向上や事業リスク低減を推進しています。

調達基本方針

**取引先様との相互理解と信頼関係に基づく、より良いパートナーシップの構築に努め、
取引先様と当社グループの業績向上を目指します。**

生産状況説明会の開催

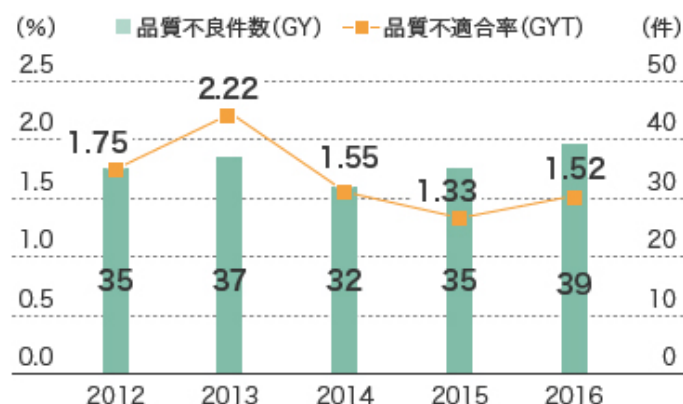
G Sユアサでは、主要取引先様に対して、当社グループの経営方針、年度事業方針、調達基本方針などを理解いただき、相互理解を深めて信頼関係を強化するために、経営陣による生産状況説明会ならびに懇親会を毎年開催しています。また、昨年度の取引実績において、品質、価格、納入体制などに対して特別に優れた貢献をいただいた取引先様を表彰しています。

品質と安全衛生の確保

当社グループでは、部品および原材料の供給元である取引先様を含めた品質向上活動と安全衛生活動を推進するために、必要に応じて、取引先様のニーズを反映した品質指導や安全衛生パトロールなどを実施しています。品質向上活動については、当社グループへの納入品に対する品質不適合の目標値や実績値を取引先様と共有した上で、取引先様とともに納入品の品質改善に取り組んでいます。(2017年度目標値：27件[(株) G Sユアサ (以下、GY)]、1.17% [(株) ジーエス・ユアサテクノロジー (以下、GYT)])

このような活動は、サプライチェーンを通じた強力なパートナーシップを構築し、お客様で使用する製品の品質と取引先様の安全衛生を確保するための重要な取り組みであると考えています。

■ 品質不適合発生推移



※期間：4月～翌年3月



取引先様に対する品質指導

紛争鉱物(コンフリクト・ミネラル) 問題への対応

当社国内グループの生産部門では、毎年、紛争鉱物^{※1}対応として、EICC/GeSI帳票^{※2}による調査を取引先様に対して実施しています。サプライチェーンを通じて精錬メーカー様まで遡及した上で、紛争鉱物に關与するサプライヤーがないことを確認しています。当社海外グループ生産部門でも、紛争鉱物調査を継続的に行っており、2016年度には紛争鉱物に關する対応方針を制定して、本方針を海外関係会社に展開しています。

※1 コンゴ民主共和国およびその周辺諸国において、非人道的行為を繰り返す反政府武装勢力が資金源としているタンタル、スズ、タングステン、金とその派生物を指す。

※2 EICC/GeSI帳票（EICC：Electronic Industry Citizenship Coalition、GeSI：Global e-Sustainability Initiative）：紛争鉱物問題に取り組む組織であるEICCとGeSIが紛争鉱物の含有を調べる手段として活用を推進している調査フォーマット

紛争鉱物に關する対応方針の概略

- ・ 紛争鉱物を調達、使用しない。
- ・ 紛争鉱物を調達、使用していると判明した場合は、海外拠点およびサプライヤーと連携して使用回避に向けた活動に取り組む。
- ・ 紛争鉱物の使用調査を継続的に実施し、購入元情報が開示されず、紛争鉱物を調達、使用していることが懸念される場合には、購入元情報の解明に取り組む。

グリーン調達活動

当社国内グループでは、「グリーン調達基準書」に基づいて、以下の事項を取引先様に要請しています。

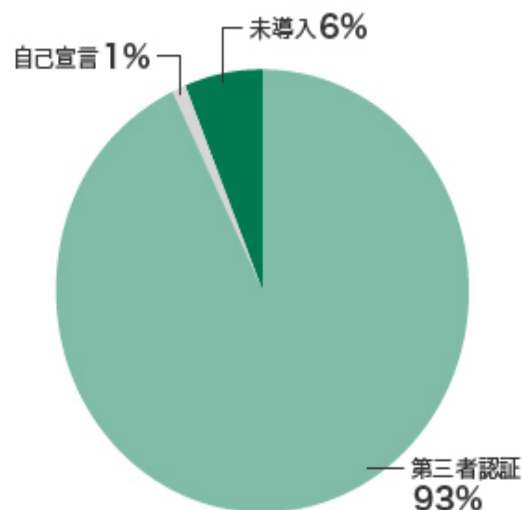
取引先様への要請事項
①環境マネジメントシステムの運用 ②納入品に含まれる化学物質調査 ③木材伐採の合法性確認 ④CO ₂ 排出量の把握および削減への取り組み

②については、EU規制(REACH規則、RoHS指令等)に代表される、各国法規制に対応した「化学物質管理ガイドライン」に従った環境負荷物質の調査を依頼しており、顧客ニーズで指定される個別の化学物質の調査についても対応要請を行っています。

グリーン調達に係る取引先様への要請事項については、対応状況の確認や監査などにより、その適切性を評価しています。グリーン調達基準に適合した物品を納入できる取引先様と優先的に取り引きすることで、サプライチェーンを含めた環境負荷の低減を推進しています。

- ➡ GSユアサのグリーン調達の詳細については、P57「グリーン調達」をご参照ください。

■ 取引先様における環境マネジメントシステムの導入状況（2016年度、取引金額ベース）



CSR調達活動の推進

当社グループでは、取引先様に対して、QCDE(品質、コスト、納期、環境)に係る項目を含めたサプライヤー評価を行っています。今後は、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすことを目的に、CSRの要素を追加した取引先評価を行っていきます。そのために、当社グループのCSR調達ガイドラインを取引先様と共有し、相互協力のもとCSR調達の推進に努め、新規取引では当社グループのCSR方針にご理解をいただける取引先様と優先的に取り引きする活動を推進していきます。

2017年度の生産状況説明会では、取引先様へのCSRの取り組み強化とCSR調達への協力を依頼しており、今後、取引先様に対するCSR対応状況を調査し、調査結果の分析・評価結果に基づきサプライチェーンにおけるCSRリスクを把握することを計画しています。

グリーン調達

Green Procurement

グリーン調達について

G Sユアサ グループでは、当グループ各社内の環境管理活動にとどまらず、当グループ各社の製品製造に必要な原材料・部品の調達におきましても環境に配慮すべく、各購買先様と連携して「グリーン調達」を推進してまいります。

その推進基準たる「グリーン調達基準」をここにご案内いたしますので、各購買先様のご理解と一層のご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。



グリーン調達基準

グリーン調達基準について詳しくは『[グリーン調達基準書](#) 』をご確認ください。

1. G Sユアサ グループは、環境保全活動を積極的に推進し且つその活動が外部的第三者に認証（*）されている購買先様より、優先的に調達を行います。

以下の認証をグリーン調達基準に採択しております。

- ISO14001
- KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）
- 上記と同等の環境マネジメントシステムの認証取得（エコアクション・エコステージ等）
- ISO14001要求事項適合の自己宣言をG Sユアサ グループが認証したもの

2. G Sユアサ グループは、環境負荷が少なくグループで定めた使用禁止物質を含まない原材料・部品を調達します。

各購買先様への環境情報提供のお願い

1. 環境認証取得状況の調査

毎年10月に取得状況を一齐調査させていただきます。

2. 納入品に関する含有化学物質の調査

G Sユアサ グループ『[化学物質管理ガイドライン](#) 』に基づき、適宜調査させていただきます。

関連書類のご提供

- [グリーン調達基準書](#)  [第6版] 制定2017年1月5日
- [化学物質管理ガイドライン](#)  [第3版] 制定2016年4月1日
- [ジーエス・ユアサ グループ購買先様CO2排出量算出支援ガイドライン](#)  [第1版] 制定2008年6月30日
- [CO2排出量算出エクセルシート](#) (EXCEL)

以下はグリーン調達基準書別紙です。

当社の情報提供依頼の回答の際にダウンロードしてご使用ください。

(EXCEL・WORD形式なので、入力・編集が可能です。)

- 別紙1「[ISO14001又はK E S等認証取得状況調査表](#)」 (EXCEL)
- 別紙2「[環境監査の審査内容及び結果報告書](#)」 (WORD)
- 別紙3「[製品含有化学物質調査票](#)」 (WORD)
- 別紙4「[禁止物質\(ランクS\)の不使用・不含有証明書、禁止物質\(ランクA\)の禁止・代替時期報告書](#)」 (EXCEL)
- 別紙5「[取引先環境調査表](#)」 (EXCEL)
- 別表1「[化学物質管理ガイドライン](#)」 (PDF)

CSRコンテンツ編集方針

Editorial Policy

最終更新日：2017.10.02

G S ユアサグループのCSR活動について報告しています。また、ステークホルダーの皆様からのご意見と G S ユアサグループにとっての重要性を考慮し、開示を行っています。

対象期間

2016年度（2016年4月1日-2017年3月31日）の内容を中心に開示しています。

対象範囲

G S ユアサグループ（株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーションおよび主要な国内・海外の子会社）を対象範囲としています。

「当社」と記述している場合は、「株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション」を表しています。その他、対象範囲が異なる場合は当該箇所に明示しています。

情報の正確性

開示情報の正確性を確保するため、当該情報の担当部門、広報部門など、複数の部門で確認を行った上で、情報開示を行っています。